

大礼記念文庫の書籍文化環境

——大正大礼と奈良女子高等師範学校——

1 問題の所在

明治天皇が没したのは、一九一二（明治四十五）年七月三〇日のこと。同日、皇嗣^{よしひと}嘉仁がすぐさま踐祚して元号も大正に改まった（旧「皇室典範」第二章第一〇条）。即位の次第を規定した「登極令」⁽¹⁾ 第一八条「諒闇中ハ即位ノ礼及大嘗祭ヲ行ハス」にのっとり、⁽²⁾ 準備期間を経た一九一四（大正三）年二月一〇日・一二日に即位礼と大嘗祭がとりおこなわれることになったが、⁽³⁾ その年の四月一二日に昭憲皇太后（明治天皇后）が亡くなると先の決定はすべて中止されて再度「諒闇」期間へ。大正天皇の「即位ノ

礼及大嘗祭」は、一年後の一九一五年一月におこなわれることになったのである。

この「即位ノ礼及大嘗祭」すなわち大礼の儀にあわせ、自治体や民間それぞれが主催となって全国各地でこの儀を祝う記念行事がおこなわれた。奈良女子大学の前身である奈良女子高等師範学校（以下「奈良女高師」と略記）⁽⁴⁾ においても大正天皇即位を記念して式典がおこなわれ、記念文庫が設けられた。これが本稿であつかうところの大礼記念文庫である。中島三千男『天皇の代替りと国民』は、「大礼」を記念して県や市町村、さらには各種の団体で無数に取り組まれた、「記念事業」といわれるものがあつた⁽⁵⁾。としてその分析の重要性を説くのだが、松田隆行「大正天皇

磯部 敦／早川 由美
鈴木 小春／田村 美由紀

の「御大典」と地域社会「天皇の即位儀礼と国民統合」が指摘するように、「大正天皇の「大礼（大典）」については、昭和天皇の「大礼（大典）」に比較すると、その実態の解明が進んで」いないのが現状である⁶⁾。先の中島の著書が「大正天皇の葬儀と国民」から始まって「昭和天皇の「大礼」と国民」へと論が進んでいくように、第二次世界大戦や戦後、さらには私たちの「いま」にも直結してくる昭和と、近代国家形成と皇室儀礼のかかわりが注目される明治のはざまにあつて、大正期のそれは空白地帯になっているといつてよい。

本稿は、大正期における大礼記念事業の一事例として、奈良女高師が創設した大礼記念文庫について分析するものである。いつ、どのような文脈のもとで創設され、どのような選書基準のもとでどのような図書がどのように配架されたのか。図書館、あるいは奈良女高師という空間にあつて、それらはどのように機能したのか。記念文庫をとりまく外部環境——すなわち大正大礼とその記念事業、そしてそれらに寄せられた期待と、内部環境——すなわち記念文庫創設の内実や形成過程、そして奈良女高師という場の問題とを検証し、記念文庫をめぐる書籍文化環境を解明する。

ところでいま、「大礼記念文庫をとりまく」云々と述べたのは、本稿の射程が大礼記念文庫にあるからであるが、むしろ、内外の環境に圍繞されているのは記念文庫だけではない。それらの図書を手に取った読者——奈良女高師の教職員や生徒たちもまた渦中の者たちである。とはいえ、ひとりひとりの顔を見ながら声を聴きながら個別具体の図書利用のありようを検証しうるほどの資料は、残念ながら遺存していない。が、そうであっても、記念文庫の書架とその前に立つ彼らのすがたを、図書が手に取られるその瞬間の風景を、私たち稿者は忘れないようにつとめた。本稿は、そこにはたらく力学を、磁場としての大礼記念文庫を検証するものである。

2 外部環境——大正大礼と記念事業——

大礼とは「即位ノ礼及大嘗祭」をあわせての謂いであるが、大礼が内包する儀礼的意味を、まずは中島前掲書による適確な説明をとおして確認しておこう。

即位礼は踐祚のち、皇位についたことを皇祖、天神地祇に奉告し、天下に告げる儀式であるが、踐祚とは

異なつて、政治的なデモンストレーション的色彩の濃い大がかりな儀式である。中心的な儀式は「賢所大前の儀」と「紫宸殿の儀」の二つで、前者は皇祖、天神地祇に対し、後者は国民（あるいは外国）に対する儀式である。なかでも「紫宸殿の儀」が即位礼諸儀式の中で最大のものである。（中略）大嘗祭は七世紀の末、天武・持統朝の頃に、毎年おこなわれる収穫儀礼としての新嘗祭を、即位儀礼の一つとして組み込んだものであり、即位にともなう一代一度の大新嘗祭を大嘗祭と呼ぶようになったものである。儀式内容については、時代により変遷はあったが、一般的にいわれている儀式は悠紀、主基両殿でおこなわれる「供饒の儀」（大嘗宮の儀）で、これは新穀をもつて御饒・御酒を造り、その他の神饒とともに天照大御神および天神地祇に捧げ、天皇自らも食する親祭であり、至上の神事とされているものである。天皇はこの共食の儀式において聖化され、いわゆる「神」となるとされているものである。⁷⁾

大正大礼を考察するにあい、こうした儀礼的意味にくわえて、一九一五（大正四）年におこなわれたという点にも

注目する必要がある。「政治的なデモンストレーション的色彩の濃い大がかりな儀式」の背景には大きく二つの文脈が指摘できるように思うのだが、その一つを、新渡戸稲造「御大礼の意義を普及せしめよ」は次のように述べる。

大正になつてから世の中が非常に乱れたと思ふ。殊に政治上に於てそれが甚だしい。新帝踐祚以来の政変を見るとうもさう思はれる。思想が乱れたのみならず、挙動までが乱れた。御即位式でも済んだら少しは治まるかと思ふ。⁸⁾

新渡戸が「世の中が非常に乱れた」と歎く念頭にあったのは、一九一三年前後の「政変」、いわゆる大正政変である。民衆の暴動は一政争をこえたうねりとなつて時代をおおつたし、もつというならば、それは天皇のあり方につながる運動でもあつたわけだが、新渡戸は「御即位式」にそうした動きを治平する機能を見いだしている。

もう一つの文脈について、今度は実業之日本社社長である増田義一「御大典は精神一新の好機会」より確認しよう。

今回の御大典は実に御一代御一度の盛儀にして、国家の大典、皇室の重事である。今や世界に於ける我國の地位は高まり、国勢の伸張したること前古無比であり、

加ふるに欧羅巴の大戦争は、更に我国勢発展の一転機たらんとしてゐる。この時此際、今上陛下英明の質を以て御即位の大礼、大嘗祭の盛儀を行はせ給ふのであるから、一層深き意義があると思はるゝのである。／＼斯る空前の大盛儀は、国民の精神を一新するの絶好機会であると思ふ。凡そ物の革新を企て創設を図るには自ら機会がある。機が熟すると平生行ひ難きことも実行し易いのである。而して今回の御大典は畏けれども種々の方面に向つて自覚を与へ、更に進んで実行の動機を与ふるに、最良の機会であると思ふ。⁽⁹⁾

一読して明らかなように、もう一つの文脈とは「我国勢発展の一転機」としての「欧羅巴の大戦争」、すなわち第一次世界大戦である。増田もまた新渡戸とおなじように、「空前の大盛儀」たる「今回の御大典」に「国民の精神を一新するの絶好機会」を見いだすのであった。如上、この二つの文脈を背景に、大正大礼には世情の安寧と国民精神の一新という機能が期待されたのである。これが中島の指摘する、天皇の代替わり儀礼に見られる国民統合機能である。ただし、中島三千男「近現代の即位儀礼と国民統合」が、「こうした代替り儀式の国民統合的機能というものを考えた場

合、「即位の礼」や大嘗祭といった儀式だけに目を奪われるのではなく、それらに付随し地方自治体や地域、職場、学校等で大がかりに取り組まれた奉祝式典、行事、事業というものにも注目しなければならない」と指摘するように、「御即位式」だけで国民の統合がなしうるものでなく、そのことは先ほどの新渡戸じしんも自覚していた。新渡戸は、先ほどの引用に続けて次のように述べている。

是れを拝する国民に於ては猶更、国民の義務と云ふ様な觀念を深くしなければ、折角行つた御大礼も唯一時の儀式に過ぎない事になつて了つて、甚だつまらないものになるであらう。御大礼を拝観して、唯一時に儀式と思ひ過ぐす様な人もあるまいが、尚よく此の際皇室尊崇の念を養ふ事を心掛けねばなるまい。⁽¹¹⁾

国民も何らかのかたちで儀式に参加して国家形成の一端をになうという「義務」。「皇室尊崇の念を養ふ」ためには「御大礼も唯一時の儀式に過ぎない」ような祭であつてはならないわけで、だからこそ新渡戸は「御大礼の意義を普及せしめ」るような事業を推奨するのであった。三浦周行『即位令と大嘗祭』が大正大礼に「全く世界的国宝とも申上ぐべき皇室の御特徴と、国民の美風との一幅の縮図」と⁽¹²⁾

という構図を見るのも、大礼や大礼記念行事のこうした統合機能ゆえのことであった。

では、どのような事業が大礼記念としておこなわれていたのだろうか。さしあたって【表1】をとおして簡略にその概要をつかんでおこう。【表1】は一九一五年二月刊『新日本』掲載「全国の御大典紀年事業一覧」⁽¹³⁾をまとめたものであるが、当該一覧に「府県名」が立項されていることや奈良女高師の記念文庫等が記されていないことなどからすると、これらは自治体主導の記念事業と見ておいてよい。

さて、【表1】を一見して目につくのは、学校や図書館の建設、造林など大がかりな事業が多いことだ。とりわけ図書館建設は、記念文庫や巡回文庫の設置も含めると三七道府県においておこなわれているのである。こうした事業の背景にある事情について、ふたたび中島前掲書を引用すれば次のようになる。

これらの記念事業の多くのものは当時の国の施策、国策に沿ったものであった、ということである。とりわけ日露戦後の地方改良運動以来、第一次世界大戦後の民力涵養運動、国民精神作興運動と、帝国主義国家を下から支える自治団体や民間団体、さらには家庭・個

人の創出という課題と密接に結びついたものであった。
〔中略〕逆にいえば、国家は「大礼」という「お祭り」を利用して、国民の国家意識、「国体」意識の高揚を利用して、財源等種々の障害によってこれまでなかなか実現できなかった諸政策を、一気に実現する絶好の好機として位置づけておこなったのである。⁽¹⁴⁾

先に「大がかりな」と形容した数々の大礼記念事業も、端的にいつてお金がなければなしえないわけで、国民精神の一新と財源という両者の思惑の合致したところに記念事業は展開していった。

さらにいえば、学校や役場や図書館といった箱物事業にしても公園の設置や造林にしても、「お祭り」のような一時のものとして終わるものではないという点において、大礼記念事業としてふさわしいものであったといえる。たとえば、箕輪四郎「御即位式と国民の覚悟」⁽¹⁵⁾の意見を聞いてみよう。箕輪は、「人心の一新にして出来得べくんば、御即位式に対する奉祝記念は実に之に過ぎたるものなく、国家の前途も亦泰山の如けん」と、新渡戸や増田とおなじく「御即位式に対する奉祝記念」に「人心の一新」という機能を求めているが、大礼記念事業におけるこのような統合機能

【表1】全国の大礼記念事業一覧

府県名	記念事業
福島県	▲造林 ▲基本財産蓄積 ▲道路改修 ▲小学校実習地設置 ▲小学校舎新設 ▲公園設置 ▲記念樹植付 ▲部落有財産の統一 ▲公会堂新設 ▲書室設置 ▲御真影奉安所建築 ▲物産陳列室設置 ▲郷賢祠設立 ▲役場新築 ▲小学校門建設等
宮城県	▲記念模範林 ▲柿苗木配布等
岩手県	▲記念館の建設 ▲植林 ▲基本財産の造成 ▲罹災者救助基金蓄積 ▲部落基本財産の造成 ▲図書館の設置 ▲御真影奉安所の建設等
青森県	▲植林 ▲記念桑園 ▲神社学校其他に記念樹の栽植等
秋田県	▲記念会館建設 ▲図書館の建設 ▲公園新設 ▲植林等
山形県	▲自治講習所の新設 ▲植林 ▲図書館、簡易文庫の開設 ▲道路の開鑿 ▲橋梁の架設 ▲納税組合の設置 ▲学齢児童保護会の設立 ▲公園及神社境内に観賞樹の植付 ▲物産陳列館の建設等
茨城県	▲神社又高遠に樹木植付 ▲造林及記念樹の栽植 ▲道路の改修 ▲図書室の設置 ▲産業組合の設立 ▲学校園の整理 ▲神社由来記の編纂 ▲罹災救助資本金蓄積等
栃木県	▲神社の境内に樹木の植付 ▲神田設置 ▲公有地及私有地に記念樹植付
群馬県	▲記念植林 ▲記念植樹 ▲町村及学校の基本財産設置 ▲物品品評会の開設 ▲道路の修繕拡張 ▲村役場倉庫の新築 ▲図書館の新設 ▲教育品展覧会開催等
埼玉県	▲信用組合の設立 ▲記念植林 ▲公会堂の新設 ▲神社合併並社殿の建築 ▲耕地整理 ▲大典記念据置貯金 ▲信用組合の創設 ▲日露戦役病死者の忠魂碑建設等
千葉県	▲自治制展覧会の開催 ▲植林 ▲里道の改築 ▲橋梁の架設 ▲基本財産の造成 ▲学校役場等の新築 ▲図書館の設立 ▲罹災者救助資金蓄積 ▲記念樹の植付等
東京都府	▲記念樹植付 ▲記念貯金奨励其他未詳
神奈川県	▲造林 ▲下水改良工事 ▲郡誌編纂 ▲産業組合の設立 ▲記念道路の開設 ▲部落財産の統一 ▲図書館の設置 ▲耕地整理 ▲罹災者救助飢饉の蓄積 ▲公園の新設等
山梨県	▲県立学校林の造成 ▲記念林造成 ▲鯉魚放養 ▲矯風組合新設
静岡県	▲記念模範林の造成 ▲自治振興講習会の開催 ▲高齢者に記念品贈与 ▲基本財産の造成 ▲図書館の建設 ▲敬老会の設置 ▲御真影奉安所の新築 ▲実科女学校の創設 ▲信用組合の設立 ▲報徳会の創設 ▲善行者の表彰等
愛知県	▲記念図書館の設置 ▲郡誌編纂 ▲造林 ▲実業女学校の増築 ▲物産陳列場設置 ▲町村吏員の養成 ▲町村自治内容報告の奨励 ▲高齢者及国家並に自治に関する功労者の奨励優待 ▲道路の改修 ▲町村史編纂 ▲学校役場建設 ▲学童貯金 ▲基本財産蓄積 ▲村是調査 ▲溜池新設 ▲村の合併等
三重県	▲大正記念積立金設置規定の制定 ▲郡立農学校の建設 ▲造林 ▲物産品評会並教育品展覧会開設 ▲基本財産の蓄積 ▲堆肥肥料舎の建設 ▲貯蓄組合の設定 ▲記念文庫の設置 ▲桐樹の植付 ▲御真影奉安庫の建設 ▲米麥作増収期成会設立 ▲柿苗木配布等
滋賀県	▲神社仏閣及学校に記念樹の植付 ▲農産品品評会の開催 ▲名所旧蹟の修理保存 ▲苗木品評会の開催 ▲郡誌編纂 ▲記念基金の設定 ▲各町村役場間の電話架設 ▲記念図書館の建設 ▲神田設置 ▲記念貯金等
岐阜県	▲造林 ▲部落財産の整理統一 ▲耕地整理 ▲用水路の開鑿 ▲道路の修繕 ▲灌漑貯溜池の設置 ▲村誌編纂 ▲神社合併 ▲神社拝殿の建立 ▲産業組合の組織 ▲小学校舎の改築 ▲図書館の設置 ▲学童貯金奨励 ▲記念文庫の設置 ▲気象観測所の設置 ▲消防団の組織 ▲演武場建築等
長野県	▲育英事業資金の設定 ▲学校林の設定 ▲道路改修 ▲部落財産の統一 ▲報徳社の設置 ▲記念貯蓄の奨励 ▲御真影奉安所の建設 ▲図書館の設置 ▲郷土史編纂 ▲神社の合併 ▲神社の設置 ▲納税組合の組織 ▲電気事業の開始等
新潟県	▲苗木の配布 ▲行在所御跡の修理 ▲神社合祀 ▲部落財産の統一 ▲道路の改修 ▲公園の修理または新設 ▲敬老会の組織 ▲窮民救済事業の開始 ▲郷土史料及自治民政史料の蒐集 ▲文庫の新設 ▲齊田の設置 ▲農業倉庫の新設 ▲暗渠排水路の起工等
富山県	▲高齢者優待記念品贈与 ▲造林 ▲御即位の勅語謹写配布 ▲信用組合の組織 ▲果樹栽培 ▲貯蓄組合の組織等
石川県	▲農事講習所及蚕業取締所の設置 ▲図書館の改築 ▲巡回文庫の拡張 ▲道路の改修 ▲育英資金の設定 ▲神園設置 ▲基本財産の造成 ▲貧困学齢児童就学奨励基金設定合の組織 ▲村誌編纂 ▲部落財産の整理及統一 ▲魚付林の設置 ▲園遊地の設置等

福井県	▲甲種工業学校の開設 ▲原蚕種製造所設置 ▲蔬菜果実俵米の品評会開催 ▲郡誌編纂 ▲桐樹植付 ▲基本財産統一 ▲産業組合の設立 ▲里道改修 ▲公園新設 ▲納税組合開設 ▲神田設置 ▲村誌編纂 ▲忠魂碑建設
京都府	▲歴代宸筆展覧会開催 ▲迎賓室新築 ▲公会堂建設 ▲図書館の設置 ▲造林 ▲御陵誌及郡誌編纂 ▲基本財産の造成 ▲納税奨励会設定 ▲部落財産の統一 ▲実業補修学校の増設 ▲記念貯蓄の奨励 ▲消防組合の増設等
奈良県	▲育英資金の設定 ▲神田設置 ▲造林 ▲産業組合設置 ▲耕地整理 ▲種苗配布 ▲神社境域の拡張及修理 ▲記念巡回講演 ▲図書蒐集 ▲学校園の整理 ▲実業補修学校の創設 ▲貯金組合の設置 ▲畜牛共進会開催 ▲村誌編纂等
和歌山県	▲公園の改良 ▲造林 ▲図書館新設 ▲林野並に財産の統一整理 ▲記念樹植付等
大阪府	▲農林学校設置 ▲造林 ▲道路改築 ▲役場の新設 ▲図書館の設置 ▲下水道の改良 ▲公会堂の建設 ▲村誌編纂 ▲御真影奉安所の設置 ▲基本財産の造成等
兵庫県	▲教員住宅建設 ▲造林 ▲農蚕学校の改築 ▲図書館の設置 ▲共進会開催 ▲苗木交付 ▲基本財産の設定 ▲実業補修学校の新設 ▲公会堂の建設 ▲御真影奉安所設置 ▲町村誌編纂 ▲公園新設 ▲荒蕪地開墾等
鳥取県	▲物産共進会開催 ▲造林 ▲道路修繕 ▲基本財産造成 ▲図書館の設置 ▲貯金奨励等
島根県	▲記念講演 ▲郡誌編纂 ▲造林 ▲郷土誌編纂 ▲基本財産統一 ▲図書館設置 ▲耕地整理 ▲神社合祀 ▲齊田設置 ▲信用組合の新設 ▲実業補修学校の増設 ▲御真影奉安所設置 ▲貧困児童就学奨励基金の設置 ▲公会堂の建設等
岡山県	▲工芸学校の設立 ▲実業補修学校の設置 ▲学校園学田基本財産設置 ▲造林 ▲耕地整理 ▲開墾 ▲桑園設置 ▲道路改修 ▲橋梁架設 ▲神社合祀 ▲社殿改築 ▲産業組合設置 ▲村是調査 ▲試作田設置 ▲図書館の設置等
広島県	▲物産共進会開催 ▲大典記念館建設 ▲孝子義僕節婦の表彰 ▲貿易統計表揭示 ▲公園拡張 ▲文庫設置 ▲植林 ▲義恵基金蓄積 ▲実業学校設立 ▲郡誌編纂 ▲基本財産統一 ▲巡回文庫開設 ▲神殿造営 ▲里道修理 ▲産業組合組織 ▲記念講演開催等
山口県	▲樟樹植付 ▲公有林野の整理 ▲道路修繕 ▲基金蓄積 ▲学校林新定 ▲図書館建設 ▲町村連合品評会開催 ▲神社境内に記念樹植付等
徳島県	▲図書館設置 ▲造林 ▲育英資金設定 ▲公会堂建築 ▲学校基本財産造成 ▲道路改修 ▲役場及小学校の新設等
香川県	▲道路拡張電車敷設 ▲公会堂建設 ▲教育展覧会開催 ▲信用組合の設置 ▲造林 ▲青年団の創立 ▲図書館巡回文庫の設置 ▲村史郷土史の編纂 ▲里道改修 ▲役場の新設 ▲神社の合併 ▲墓地の新設 ▲善行者の表彰 ▲基本財産の造成 ▲副業の奨励等
愛媛県	▲記念樹の配布 ▲特殊部落の改善 ▲学資貸与法の設定 ▲造林 ▲堤塘整調 ▲里道改修 ▲耕地整理 ▲産業組合設定 ▲図書館巡回文庫の設置 ▲実業補修学校の創設 ▲全後者の表彰 ▲郷社の改築 ▲神田の設置等
高知県	▲図書館の設置 ▲記念館の建設 ▲蚕種貯蔵庫の設置 ▲公会堂の新築 ▲記念植林 ▲行啓記念碑交流 ▲町村の紋章制定等
大分県	▲模範竹林設定 ▲造林 ▲苗木配布
宮崎県	▲図書館の改築 ▲苗木配布 ▲茶園の奨励 ▲各境内記念樹植込 ▲村役場の新築 ▲河身の改修工事 ▲産業組合の設定 ▲御真影奉安室の建設等
鹿児島県	▲巡回文庫開創 ▲農林学校設置 ▲基本財産設定等
熊本県	▲公会堂建設 ▲国産共進会開催 ▲教育展覧会開催 ▲納税組合設置 ▲造林 ▲道路改修 ▲共同貯金奨励 ▲少年義勇団設置 ▲巡回文庫の設置等
長崎県	▲図書館の改築 ▲造林 ▲基本財産の整理 ▲納税組合設定 ▲図書室の設備等
福岡県	▲図書館設立 ▲造林 ▲基金設定 ▲橋梁架設 ▲部落財産統一 ▲実業補修学校創設等
佐賀県	▲物産共進会開催 ▲教育品展覧会開催 ▲記念文庫設立 ▲造林 ▲町村有給吏員隠退条例制定 ▲道路の改修 ▲郡務一斑の編纂等
沖縄県	▲納税組合の設置 ▲造林 ▲菓樹植付 ▲開墾 ▲排水 ▲耕地整理 ▲造林等
北海道	▲記念樹植付 ▲魚付林設 ▲道路の改修 ▲橋梁の架設 ▲郡誌編纂 ▲図書館の改修 ▲図書蒐集等

※1 「樺太」「朝鮮」「関東州」「台湾」は「未詳」。

※2 各道府県の順番は原資料のとおり。

を敷衍させていけば、もつとも望ましいのは、事業の成果

が常に目に入ってくるという状況だ。一時のものとして、

たんなる祭として終わってしまったてはいけないという危惧

も、それらが常にそこにあることによって解消されるとい

う理屈である。そこで箕輪は、「於此吾人は記念設備事業に

就ては半永久的設備を歓迎せん」と、その事業成果の「半

永久」性を主張する。「近時各地よりの報導に徴するも又稍、

吾人の意を得たるものなくんばあらず、或は植林事業の計

画を伝へ、或は図書館の設立を企図するが如き、皆之れ半

永久的の事業ならざるはなし。此れ寔に喜ぶべき現象なり

とす」。箕輪が事業成果の永続性を求めたのは、それによつ

て常に「人心の一新」をなしうるという即物的な面におい

てであつたが、観念的に見れば、大礼記念の看板を背負つ

たものの永続性はそのまま皇室の永続性にもつながるもの

である。この永続性が意図してのものなのか、それとも結

果として見いだしうる性質なのか、いま個々の事業につい

て述べることはできないけれども、次節で検証する奈良女

高師大札記念文庫では事業の始発より永続性は求められて

おり、してみれば大札記念事業における永続性というのは

皇室にかかわってくるという点において重要な意味をもつ

ものであつた。

3 内部環境——大札記念文庫の設置経緯——

奈良女高師で大正大札記念事業がはじめて議論の俎上に

のつたのは、一九一五（大正四）年四月六日の教官会議に

おいてであつた。「委員ヲ設ケテ協議スルコトモアルベケレ

ド、各教官ニ於テ心付アラバ申出デラレタシ」⁽¹⁰⁾という、な

んともさっぱりしたもので、まずは意見を募るという段階

であつたが、一ヶ月後の評議会において次のように決定さ

れた。

皇室ニ関スル図書及御大札ニ関係アル標本類ヲ蒐集シ、

或ハ歴代ノ御親書ノ類ヲ印刷シ額面トシテ掲ケ挿ス

ルカ如キハ適當ナルヘシ。トモ角記念文庫ヲ設クルコ

トニ意見一致シ、委員トシテ水木、佐藤、蜷川、吉田

各教授指名アリタリ。

興味深いのは、「御大札ニ関係アル標本類」も「蒐集」の

対象としている点、そして「歴代ノ御親書ノ類ヲ印刷シ額

面トシテ掲ケ挿スル」という行為も「御大札記念事業」と

して「適當」とされている点である。

前者について、村上由佳「標本から資料へ——奈良女子高等師範学校蒐集歴史標本に込められた意味とその変容——」は、奈良女高師における「標本」蒐集の背景に直観教育法と標本を利用した歴史教育のありようを見さだめつつ、「皇族来校時に標本の展示を企画したり、皇室の行事にあわせて標本の蒐集を行っていたりしており、歴史標本が皇室と非常に関係が深い」と指摘する。⁽¹⁷⁾ 大礼記念文庫設置委員四名の「水木」は水木要太郎（国語・歴史）、「佐藤」は佐藤小吉（歴史）、「蜷川」は蜷川龍夫（修身）、「吉田」は吉田増蔵（漢文・国語）のことで、村上の指摘をふまえるならば、標本蒐集といった記念文庫の性格づけは歴史担当教員に負うところが大きかったものと思われる。

後者についても、「額面トシテ掲ケ」ることによる可視化と「拝スル」という身体動作は先の永続性や自己規定にもつながっていく問題であり、「皇室二関スル図書」にどこまらない大礼記念文庫のすがたを見てとることができる。そもそも奈良女高師の生徒たちにとって「拝スル」という行為は、日常的とまではいかなくとも事あるごとにおこなっていたものであり、たとえば一九一五年一月五日の「大嘗祭ノ当日」、「遙拝式ヲ挙クルコトハ学校ノ式トシテハ別

ニ舉行セサルモ、寄宿寮ニテ例ノ通り遙拝スルコト」とさ
れているように、それは「例ノ通り」とまでいいうるほど
内面化されたものであった。一九一二年刊『遙拝式作法及
心得』によれば、「遙拝の方法」として「先づ第一に起るべ
き問題は、拝礼をなすべき方向に關すること」であつて、
これはたとえば「神武天皇の御陵を遙拝せんとするときは、
大和の方に向ふ」ように、「拝礼せんとする主体の存する場
所に対するを適當」⁽¹⁸⁾とするのだという。ここでいう「主体」
とは「御陵」に眠る「天皇」であり、「遙拝」における行為
者は常に客体として位置づけられることになるのである。
主体（天皇）——客体（臣民）という自己規定の構図は、明
治憲法に圍繞されているとはいえ、絶対君主制のそれにほ
かならない。

学校空間における諸行事や儀式——祝祭日や皇室慶弔に
關する儀式、展覧会や運動会などの行事——が皇室崇敬の
装置として機能していたことが、生徒たちの政治的身体を
生成していたことは間違いない。明治期小学校における学
校行事を分析した山本信良・今野敏彦は、それらが「天皇
Ⅱ国家、忠君Ⅱ愛国の臣民育成の教育を志向しつつ、児童
・生徒の自主的活動を重視せず、教授・訓育・管理の有機

の関連を保持することを忘れず、しかも啓蒙と教育成果の誇示を行なうという、基本的特色を有している」と指摘する。⁽¹⁹⁾ 奈良女高師に目を向けてみれば、一九一六年四月には「生徒心得」が制定され、「本校生徒ハ教育ニ関スル勅語并ニ戊申詔書ノ聖旨ヲ奉体、日夕其実践躬行ニ務ムベシ」という文言がその第一条に明記された。⁽²⁰⁾「勅語并ニ戊申詔書」という奈良女高師の基軸が明文化され、天皇や皇室に対して自己を客体視するまなざしはさらに血肉化されていく。「皇室ニ関スル図書及御大礼ニ関係アル標本類」或ハ歴代ノ御親書ノ類ヲ印刷シ額面トシテ掲ケ」たものに対峙する彼女たちの身体は、政治的なそれとして規定されることになるのである。

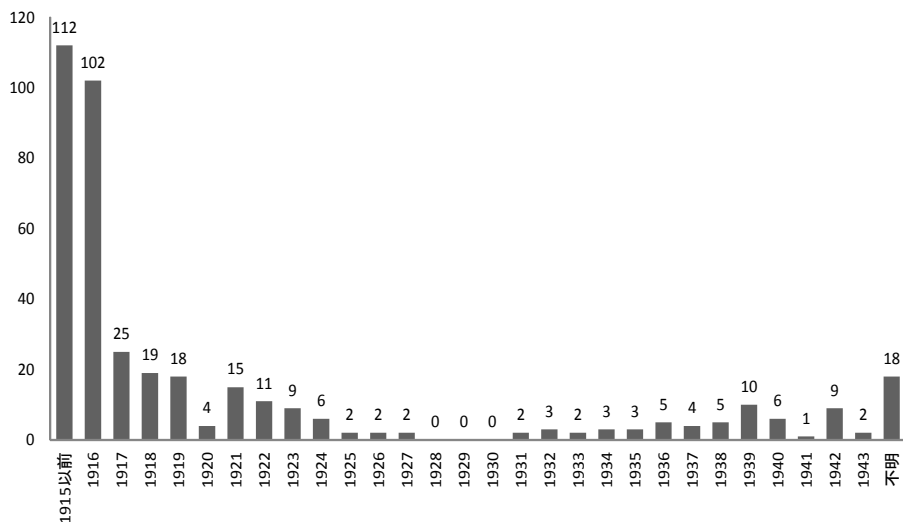
先ほどの評議会決定に話を戻そう。評議会記録では、先の引用に続けて次のように記録している。

文庫ト云フモ書籍戸棚ヲ造ル位ノコトナラン。一室ヲ専用スルカ如キハ不便ナルヘシ。一度ニ蒐集スルコトハ種々ノ点ニ於テ困難ナルヘシ。漸次ニ追集スルコト。

専用の「書籍戸棚ヲ造ル」ことで既存図書との分別をはかり、関連図書を「漸次ニ追集」していく。別置には選別

というバイアスがかかるわけだが、その選別の結果については次節で検証することにして、ここでは後者のほうに注目しておきたい。「漸次ニ追集」するということは、この事業がこのときかぎりで終わるものではないということを示している。

ここで【表2】を参照されたい。これは、これまでに確認しえた総計四〇一点の大礼記念文庫図書を図書原簿⁽²¹⁾と照合し、その推移を年度別に追いかけたものであるが、注意しておきたいことが二点ほどある。一つは、「本校の大礼記念文庫、此の日を以て創設せらる」とされた一九一五年一月一〇日以前に購入された図書、たとえば一九〇九明治四十二年八月四日付で図書原簿に記入された#1『日本政治年鑑』(一九〇九年刊)⁽²³⁾などが、どの段階で記念文庫として別置されたのかがわからないことである。原簿にその旨の記載はなく、当該図書にもその痕跡はないため、これ以上の追跡は不可能であった。もう一つは、図書原簿の照合点数と『奈良女子高等師範学校一覽』掲載の記念文庫点数とが合致していない点である。一九一五・一六年度『一覽』によれば創設当時の大礼記念文庫は六三点で、一九四四(昭和十九)年度『一覽』まで総計四五九点を数



【表2】大礼記念文庫年度別点数推移

えるのだが、一九三三年六月調査時を最後に記念文庫の増減は見られない。けれども【表2】に明らかのように、記念文庫図書は確実に増加しているのである。今回は先の「標本」は調査していないのだが、それがこの数値の違いの原因というわけでもない。このような問題点を抱えた、現存図書と原簿を照合した結果を機械的に年度で区切ったものであることをふまえたうえで【表2】をふたたび見てみると、二点ほどの大きな特徴が指摘できる。一つは、数値の差は大きいけれどもU字型の形状をとっている点である。もう一つは、これに関連して一九二八（昭和三）年度から一九三〇年度の点数がゼロであるという点だ。一九二八年といえば昭和大礼がおこなわれた年であり、だとすれば、大礼記念文庫とはまずもって大正大礼を記念するものであったとひとまず結論づけることはできる。ただし数値の再上昇については別途検証を要するため、本節では右の点を確認するにとどめておく。

さて、教員会議に戻って、一九一五年六月二二日の記録を以下に引く。

前項方法ニ依リ出来タルモノ、中ニモ永久ニ保存スヘキモノアルヘキモノ、尚ホ職員生徒各醸金ヲナシ、之ニ

学校ヨリ多少ノ補助ヲナシ、以テ記念文庫ヲ作り、御大札ヲ永久ニ記念セントスルコトニ評議會ニテ決定セシ旨校長ヨリ御話アリ、同意ヲ求メラレシニ全員同意ナリシカ、(中略)

購入スヘキ図書ノ種類ニ就キテハ、

(一) 皇位皇統ニ関スルモノ

(二) 聖徳ニ関スルモノ

(三) 臣民ノ勤王ニ関スルモノ

以上ノ範圍ニ於テ選択シテ可ナリヤ、又ハ右範圍ヲ拡大ル必要アリヤノ問題ニ付キ多少ノ意見アリ。

前節で検証した、「御大札ヲ永久ニ記念セントスル」姿勢が大札記念文庫に盛り込まれているのだが、この会議記録で注目すべきは、やはり末尾の「図書ノ種類」だ。この三本柱の内実についても次節で検証することにして、本節ではその背景について検証しておきたい。

大札記念文庫が「御大札ヲ永久ニ記念セントスル」ものである以上、右の選書基準は大札記念にふさわしい。けれども、たとえば昭和の大札の事例ではあるが、富山県師範学校教育図書館『図書目録』に見られる「大札記念文庫」⁽²⁴⁾と比較してみよう。同文庫は「昭和三年十月御大典記念事業

トシテ皇室ニ関スル図書ヲ蒐集」(凡例)したもので、まさにそのとおりの書名が列記されており、右の奈良女高師大札記念文庫の選書基準(一)(二)と重なるものが少なくないのだが、右(三)「臣民ノ勤王ニ関スル」図書は見あたらない。ならばこれが奈良女高師独自の選書基準かというところ、そういうことでもなさそうだ。おなじ時期には勤王家等の顕彰という大札記念事業も全国的におこなわれているのである。

一九一五年三月一七日、内務大臣大浦兼武名義で内務省訓第一八七号が各府県に達せられた。「今年秋冬ノ間ニ於テ行ハセラルヘキ即位ノ礼及大嘗祭」を機に「古来国家ニ功ヲ建テ、績ヲ顕ハシタルモノニシテ、未タコレニ相当セル表彰ノ典アラサル者ニ対シ贈位」する⁽²⁵⁾という。そこで「皇室国家ニ対シ精忠ヲ^(ゆきん)抽^(ひ)テタルモノ」「文化風教ノ為貢獻シタルモノ」「殖産興業ノ為尽瘁シタルモノ」という、「大ニ国家ノ進運ヲ扶翼シタル者ヲ精選」する基準が定められた。奈良県ではこれより一ヶ月はやく、「各都市長」に向けて「往古以来維新等ニ際シ、国事ニ勤勞シ殉難忠節ヲ致シタルモノ、又ハ殖産興業其他慈善教育等ニ関シ功勞特ニ顕著アルモノニ対シテ」は「御大札ニ方リ相当ノ恩典ニ相浴セシメ

ラレ候哉モ難計候」云々との「内訓」が出されていた。⁽²⁶⁾ むろん、奈良女高師の大礼記念文庫には「文化風教ノ為貢獻シタルモノ」「殖産興業ノ為尽瘁シタルモノ」を顕彰した図書は選ばれておらず、右の記念事業と直接関係するものではない。ここでは、(三)「臣民ノ勤王ニ関スルモノ」という基準が他の記念事業とパラレルにあった状況を確認するにとどめておこう。

ところで、こうした選書基準だけでなく、大礼奉祝のために記念文庫を創設しようという発想それじたいもまた全国的な動きと合致していたといつてよい。奥田環「東京女子高等師範学校の記念文庫」⁽²⁷⁾によれば、その詳細は不明ながら、東京女子高等師範学校（現・お茶の水女子大学）でも大正大礼を記念する文庫が設けられていた。国立公文書館が所蔵する大正大礼の膨大な記録『大正大礼記録』を分析した東條文規『図書館の政治学』によれば、「図書館設置は、各種の計画されたさまざまな記念事業のなかでも相当重要な位置を占めて」おり、とりわけ「学校では、第一番に、図書館の建設、続いて図書閲覧者の設備、記念文庫の設立と、続いている」のだという。⁽²⁸⁾

こうした学校レベルでの文庫創設の外側では、【表1】で

見たように、行政レベルでの図書事業が多く、道府県でおこなわれていた。それは中島三千男前掲書が指摘していたように、「当時の国の施策、国策」「とりわけ日露戦後の地方改良運動以来、第一次世界大戦後の民力涵養運動、国民精神作興運動と、帝国主義国家を下から支える自治団体や民間団体、さらには家庭・個人の創出という課題と密接に結びついたものであった」⁽²⁹⁾。図書館史をひもとけば、日露戦争後の地方改良運動と通俗図書館普及の關係に言及しないものはないほどで、たとえば塩見昇『日本学校図書館史』によれば、「天皇制を支える土壌である農村への資本主義の浸透が伝統的な共同体秩序の弱体化を招くことへの対策、そして社会主義・自然主義などの「危険思想」の勃興に対し、健全醇厚の美風を培う必要」があつて通俗図書館は普及していったのだという。⁽³⁰⁾ こうした発想をささえているのは書物の力、伝達し感化する力である。それは、行使する者にとっては諸刃の剣でもあるのだが、だからこそ良書なり何なりの選書基準が設けられ、ふるいにかけられていく。かくして大礼記念文庫という事業もまた「国策」に合致したものであった。⁽³¹⁾

さて、最後に分類について検証しておこう。奈良女子大

学図書館がNDC分類を導入したのは、奈良女高師が廃止されたあとの一九五三（昭和二十八）年一月のこと。それまでは、どの図書館にも見られない「独特」の方法——図書を「第一門 修身社会」（10番台）から「第十八門 教科書」（180番台）に分類し、原簿登録順に通し番号をふつていく——を用いていた。たとえば、夏目漱石『鶉籠』（春陽堂、一九〇七年）の分類番号「65—16」は、文学「60」番台のうち現代文学「65」に分類された「16」番目の図書という位置づけを示すごくである。けれども通常図書とは別置することになったためか、あるいは通常図書とは異なる思惑によって別置されていることを可視化するためか、大礼記念文庫には独自の分類番号が設けられていた。図書原簿では一九一六年七月二二日にはじめて大礼記念文庫のことが記されるのだが、それによれば「本校職員生徒一同」より六六六の図書が寄贈され、いずれも「大礼記念文庫備付」。そして通常図書とは異なり、「門部及番号」には「勤王6」「文藻1」といった独自番号が付されている。原簿上、二四五点にこうした記念文庫分類がふられており、ほかに「御系譜」「宮陵」「敬神」「皇族」「国史」「国勢」「国体」「制度」「列聖」などがある。先に見た三つの基

準のもとで選書され内容によって分類されていたようだが、図書分類がイデオロギーの地図だとすれば、「御系譜」や「皇族」「列聖」に見られる皇室の歴史と、彼らを取りまいていた「制度」、彼らが体現してきたところの「国史」や「国勢」「国体」、そして客体側の意識としての「敬神」という、大礼記念文庫の、ひいては奈良女高師の（秩序）が見えてくる。大礼記念文庫図書はその後一九四七年二月になって通常図書に再登録されるのだが、記念文庫のおよそ八割は10番台（詔勅御詠・皇室）、91番台（史料古文書）、97番台（伝記名鑑）の図書で占められていたのであった。

ちなみに一九一五年六月一九日の評議会では、大礼記念文庫「ノミニテハ御即位式当日ニ於テ祝意ヲ表スルニ物足ラヌ様ナレハ、科目ニテ低頭ノ考案ヲ為スコト附属校園モ同様各校園ニテ夫々立案セラレタシ」という議論もなされている。結果、同年十一月一〇日は、「午後三時より講堂に於て本校附属高女、小学校職員生徒及児童一同奉祝式」をおこない「御真影開扉、君が代、一同最敬礼、奉祝歌」などがなされた。翌日には「御大典奉祝記念学芸品展覧会」が奈良女高師で開催され、「図書閲覧室」では「国漢三四」年生と「文科一二」年生による「日本領土及勢力範囲内に

於ける言語、文字の分布」が、「歴史標本室」では「地歴四」年生と「文科一二」年生による「御大礼に関する服装、調度、図書」⁽³⁴⁾などが展示されるなど、附属校園も含めた奈良女高師を挙げて「奉祝式」がおこなわれたのであった。当初の記念文庫の「蔵書は多く本校職員生徒の寄贈」から成り立っていったように、こうした挙校一致体制は挙国一致の縮図でもあった。

4 大礼記念文庫図書各論

大礼記念文庫図書に指定されたものは、配架前に【図1】「大礼記念図書」シールが表紙右肩に貼付され、ばあいによつては【図2】「大礼記念文庫図書」の朱印が見返し等に押捺された（図版は#163『御即位礼画報』第一巻、奈良女子大学図書館所蔵。記念文庫シールには瑞鳥たる鳳凰が用いられており、皇室の崇高さを示す意匠になっている。今回は、

- ① 奈良女子大学附属図書館所蔵の奈良女高師旧蔵書のすべてを目視で確認し、記念文庫シール貼付図書を抽出する。
 - ② 奈良女子大学附属図書館所蔵の奈良女高師図書原簿より記念文庫分類図書を抽出する。
 - ③ 奈良女子大学附属図書館所蔵の奈良女高師図書館「明細簿」⁽³⁵⁾より「大礼」図書を抽出する。
- という調査をおこない、記念文庫図書の把握に



【図1】



【図2】

つとめた。本節では、大礼記念文庫を特徴づけている図書について検討をおこなう。全体像については本稿末尾の【表3】「大礼記念文庫図書一覧」を参照されたい。

(1) 大礼記念文庫のいしずえ

大礼記念文庫創設の直前、一九一四（大正三）年一〇月に開催された全国高等女学校長実科高等女学校長会議において、奈良女高師初代校長の野尻精一は講演「女子教育ニ関スル二三ノ意見及希望」のなかで次のような発言をしている。

畢竟此国体の尊いことは国家の中心、国民の恐れながら大宗教と仰ぐ所の皇室が天壤無窮に存立し給ふ所よりして起る次第でありますから、忠君尊皇の精神を一層養ふことも出来る訳でございますし、又皇室を国民の大宗教と仰ぎ奉るに就きましては、此大宗教家よりして別れて各自の家となり来たつて居る訳でありますから、同時に我が国の家族制度と云ふものの大切なることを了解せしむることも出来る、又同時に祖先の大切なることを悟らしめることも出来る訳であります、

さうして其精神を十分に發揮して、啻に戦時に直接国家に尽す計りでなく、平時に於て常に努めて共同一致して公益を図ると云ふ精神を養ふことも出来ると思ひます、⁽³⁶⁾

天皇を「大宗教と仰ぐ」家族国家観が近代「家」制度と表裏の関係にあることはいうまでもない。熊谷開作『日本の近代化と「家」制度』によれば、「家」とは「戸主と、戸主のもつ戸主権によつて統率・支配される家族によつて構成される組織」と規定されるが、ここでの「戸主」を「天皇」に置きかえてみれば、「家族」と「国家」が有機的に関連しあっているのは一目に明らかだ。天皇を家長とする「家族制度」だからこそ「平時に於て」も「常に努めて共同一致して公益を図ると云ふ精神を養ふことも出来る」という野尻の「意見」が端的に示しているように、家族国家という観念は教育、とりわけ女子教育において女性はいかにあるべきかということを決定づけるものであった。

そもそも奈良女高師は、「婦徳ヲ養成スルコト」を「教育ノ方針」の眼目としていた。ここである「婦徳」とは「貞淑・温良・従順・優美・高尚・質素・整頓・貞操ノ堅固ナルコト、行動ノ静肅ナルコト、注意ノ周到ナルコト等」の⁽³⁸⁾

ことで、それは「女教員ノ本領ハ女生徒ニ婦人ノ模範ヲ示スニアルガ故ニ、本校生徒タル者ハ特ニ婦徳ノ修養ヲ重シ」⁽³⁹⁾」しる必要があると考えたゆえの「方針」であつた。「抑々国家ノ盛衰ハ中流ノ社会ノ風俗習慣ニ因スルモノ多ク、中流社会ノ風俗習慣ハ女子ノ道德ニ由リテ維持セラルルコト多」いがゆえに「善良ナル女教員ヲ養成シ中流家庭ノ女子ニ婦人ノ模範ヲ示シ其訓育上ノ必要ニ処セルガ為ニ女子高等師範学校ノ設立セラレタルナリ」。奈良女高師は、「女子」の自分を上位にすえた教育機関であつた。いささか先走つて本節の結論めいたことをいつてしまふならば、先に見た家族国家観は、こうした奈良女高師の教育方針と表裏一体となつて大礼記念文庫の書棚をささえる礎石となつていたのである。

(2) 大礼記念文庫が語る皇統

大礼記念文庫「御系譜」に分類されている#5・28ほか『皇室略牒』は現皇室・皇族たちの生年と現年齢を記したもので、厳密には「系譜」ではないのだが、明治憲法第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」を引きあ

いに出すまでもなく、この一書を現在とする皇統起源の神武天皇から、さらにいえば神代から脈々とつながる「系譜」がある。皇室の正統性はこうした「系譜」によつて、もつと平たくいえば「歴史」によつて担保されるわけだが、むしろ「歴史」である以上、そこには書き換えなど人の手が入ることになる。そして大礼記念文庫が当時の「歴史」観の枠組みのなかにあつたことは、同文庫の性質を鑑みれば明らかである。

南朝正統論とは読んで字のごとくなのだが、いまここでその検証はおこなわない。本節で注目しておきたいのは、奈良女高師の大礼記念文庫に南朝を正統とする図書が含まれている、という事実のほうである。たとえば『皇位継承篇』と『纂輯御系図』。記念文庫には#8『皇位継承篇』（一八七八年刊、一九一〇年登録）のほか、#228・229の須原屋松成堂版（一九一七年刊、同年登録）が収められているが、村田正志の解説を引いておけば、『皇位継承篇』は、皇位継承についてのあらゆる場合を過去の時代にもとめ、確実なる史料によつて考証した書であり、纂輯御系図は詳細なる皇統系図で、『元老院編輯の右二書が、南朝正統の史観に基づいて成されていることは確実』であるという。⁽⁴⁰⁾

この二書成立以前に皇統譜を担ってきた『本朝皇胤紹運録』の写本なり刊本なりが記念文庫どころか奈良女高師旧蔵書にも見られないことからすると、皇統に対する奈良女高師のスタンスは、確実に近代以降のそれであったといえる。

奈良女高師が開校して間もない一九一一年（明治四十四）年一月、南北朝正閏問題が各紙上をにぎわした。大日方純夫の端的な説明によれば、「南北朝正閏問題とは、辞書風にいえば、一九一一年、国定教科書に南北朝期の二つの皇統・朝廷が同列に記載されていることが、『読売新聞』の告発をきっかけに議会で問題となり、明治天皇の裁断で南朝正統と決定、文部省の教科書編修官喜田貞吉が休職とされ、以後、教科書では「吉野朝」と記されるようになった出来事」のことで、万世一系観に関わってくる問題として各方面からさまざまな意見が提出されていた。大札記念文庫には#85『南朝忠臣往来』（近世板本、一九一五年登録）をはじめ、#157『南朝五十七年史』（一九一一年刊、一九一六年登録）や#158『南山義烈史』（一九〇〇年刊、一九一六年登録）など南朝方を顕彰する図書がおさめられているが、そのなかの一書、#22『正閏断案 国体の擁護』（一九一一年刊、同年登録）は「南北朝正閏問題に因て生

れた」「国体擁護団の後身」団体である友声会の編纂になるもので、公刊の目的は「学説を以て学説を闢き、言論を以て言論を矯めんが為に同志諸君の主張を輯め」、「南北並立論」や「北朝正統論」をたたきつぶすことにあった（大木遠吉序文、三頁）。奈良女子大学附属図書館所蔵校史関係資料にはこの正閏問題に言及した資料は見あたらないのだが、一九一五年一〇月二日の評議会では「金剛山上二楠公表忠塔建設二付寄付」することが議題にあり、これや記念文庫に関連してのことだろうが、同月六日には「午後一時三十分ヨリ三時マデ吉田教授ノ「勤王思想ト楠公崇拜」ニツキテ講話」がおこなわれ、「勤王思想トハ如何ナル思想力、如何ニシテ発生スルカ、国家ニ勤王思想ナクバ其国家ハ危キ国家ナリ」といったことが話されている。⁽⁴²⁾南朝を正統とする図書が大札記念文庫におさめられたのも、文部省直轄校という立場が大きく影響していたと見てよい。

(3) 「継承される皇統」へのまなざし

大札記念文庫があくまで「大正大札」に主眼を置いたものであることは、前節で確認した通りである。しかしなが

ら、記念文庫に天皇以外の皇族にまつわる図書が収められている点は看過できない。ここでは、その中でも特に皇太子（後の昭和天皇）に関する図書に注目したい。皇太子に関する図書は把握できるだけで計八点に及び、すべてに記念文庫分類「皇族」が付されている。また、それらの図書はその内容面から二種類に大別できる。一九二一（大正十）年に行われた欧州巡遊についてのものと、一九二四年の久邇宮邦彦王第一王女・良子との成婚についてのものである。前者が選定されたのは、マスメディアに対する政府の規制緩和によつて報道活動が活発化したこと⁽⁴³⁾に起因するところが大きいと考えられる。では、後者はどうだろうか。もちろん、皇太子の成婚は国を挙げての祝事であり、ゆえにそれらが「皇位皇統二関スルモノ」として選定されるのは当然といえよう。だが、記念文庫に収められた雑誌の言説に注目すると、皇太子の成婚が単なる「祝事」にとどまらない意義をもつものとして認識されていたことがわかる。

#313『実業之日本 摂政宮御慶事記念号』からの引用を以下にみてみよう。

両殿下の御聡明と御仁慈の廣大無辺にましまし、未来の日月として七千万の同胞を照臨し給ふを拝察する

とき、我等は将来の皇室が愈々平和的に、愈々国民的にならせ給ひ、皇室と臣民との接近愈々親密となり、殿下御帰朝の日の御詞『国民と共に維新の宏謨に則りて今後益奮勵し彼の長を取て我の短を補ひ、国体の隆昌を期し世界文化の發展に資し』給ふ御理想を実現せさせ給ふべきを確信する。／結婚は人生の大典、万人の慶祝することである。殊に我皇室に於かせられては深甚の意義がある。伏して惟るに我邦皇祖皇宗、国を肇め給ふてより茲に二千五百八十四年、列聖相承く給ふこと実に百二十二代、皇統連續、未だ曾て一系の外に出させ給はぬ。万世一系は我国体の精華、而して皇室の御繁栄は即ち国運の隆昌である。畏けれども両殿下の御身体の愈々御健全にあらせらるゝを拝承し、我等は皇室の伝統が天壤と共に窮りなく、国運隆昌の端兆こゝに淵源するを想ひ、誠敬誠喜の情に耐へぬものである。茲に謹で御成婚を奉祝し、ひたすらに皇室の弥栄えに栄えますを祈り奉る。⁽⁴⁴⁾

また、増田義一「国民の模範としての皇太子殿下の御盛徳」は次のように述べる。

将来の国父にて在ます皇太子殿下の御盛徳斯の如く、

未来の国母にて在ます妃殿下の御美德斯の如くであるから、吾等人民は皇室の益々繁栄に宝祚の天壤と共に無窮ならんことを祈り奉るものである。吾等は萬国無比の国体の下に生れたるを誇りとして、衷心より深く喜ばざるを得る。⁽⁴⁵⁾

両者の言説に共通する理屈は、単純かつ明快である。万世一系の皇統が「萬国無比の国体」の基盤をなすという思想のもと、将来その皇統を継承する皇太子・皇太子妃の姿に、今後の皇室の繁栄と国家の安泰を見据えるというものである。すなわち、皇太子の成婚という祝事が国運隆盛の淵源として捉えられているのである。

このことを鑑みれば、皇太子にまつわる図書選定の背景には、「継承される皇統」へのまなざしが指摘できよう。つまり、次代に連綿とつながる皇統が可視化されることによって、今にとどまらない未来の皇室及び国家への意識が高まるという狙いのもとで選書されたことが窺えるのだが、大札記念文庫はそれらの図書を通して「継承される皇統」への意識とそれがもたらす国家繁栄への期待を内包しているのである。

(4) 大札記念文庫と「婦徳の涵養」

大札記念文庫のあり方を、改めてそれが設置された奈良女高師という「場」を通して考えるとき、当時の奈良女高師、ひいては女子教育の眼目であった「婦徳の涵養」と記念文庫がいかに結び付いているのかという問題が浮上してくる。

跡見花蹊「大正の母たらん人に」は、家庭における女性の役割の重要性を次のように説く。

娘を躾けるには、種々の方法もありませうが、家を齊へ、家を治むることを主眼とせねばなりませぬ、此家を齊へ、家を治むると云ふことは、一面に於て良人に仕へ、舅姑に仕へ、小舅小姑に交り、子供を育つことまで及ぶのであります、(中略) 思ふに我國家は家庭を基本として成り立ちて居ります、家族制度が國家の基本であります、(中略) 果して然らば先づ家庭を治むることは、即ち國を治むる始めであります、今日の母たらん人、希くは各自努力して國家の基本たる家庭をお治めになりましたならば、以て優渥なる

天恩に応ふことが出来やうかと思ひます。(46) (傍点
強調は原文ママ)

「家庭を治むることは、即ち国を治むる始め」と説く跡見の主張が、先に見た「家族国家観」に依拠したものであることは言うまでもない。天皇を家長とする家族国家の枠組みは個人の「家」においても縮図化された形で成立し、女性はその中で妻として夫に従い、母として君恩に報いる国民を育てることを求められた。(47) こうした思想のもとでは、女性にとつて国家の根底をなす家庭を立派に治めることは、臣民としての責務を果たすことに他ならない。つまり、「婦徳」を実践することは、すなわち「国体」を実践することなのである。このような「婦徳」と「臣民としての勤王精神」が女性にとつて不可分な関係であることを鑑みれば、大礼記念文庫における選書基準の一端を担う「(三)臣民ノ勤王ニ関スル」図書は、翻つて女性の婦徳を涵養する機能も果たしているといえるだろう。

ところで、このような日本女性を守るべき「婦道」「婦徳」を体现する模範として皇族女性を取り上げられるのだが、特に昭憲皇太后は、その「御坤徳」が「婦道の明鏡」として称賛されている。(48) #376 渡辺幾治郎『昭憲皇太后宮の

御坤徳』から著者による序文の一部を以下に引用しよう。

惟ふに昭憲皇太后宮は、洵に日本民族の典型的な女性とも仰ぐべき御方であらせられた。皇太后宮を拝察することによつて、始めて日本女性の精神、理想、倫理、趣味、芸術、教養などが明かにされるのである。近時日本精神が高調せらるるが、日本女子を中心としたる日本精神は、皇太后宮の御坤徳を拝察することによつて真に全うされ得ることと信ずる。この意味に於て、御坤徳を研鑽するは、時勢に鑑みて、極めて意義深きもののあるを覚えるのである。(49)

「家」や「血」の継承の究極形である皇室と、そこで「婦道」を実践する皇太后の「御坤徳」に学ぶことは、同時に国民個人のレベルでの「家」の繁栄や存続に対する意識の向上にもフィードバックされるだろう。

このように大礼記念文庫には、臣民としての精神修養と皇族女性を模範とした学びの両面から「婦徳」を涵養しようとする、奈良女高師の教育的な思惑が反映されているのである。

(5) 日本史籍協会叢書と大礼記念文庫

明治維新と『日本史籍協会叢書』

大礼記念文庫の中でまとまった叢書として目立つのが『日本史籍協会叢書』である（以下『叢書』と略称する）。この『叢書』は、

維新史料編纂会（一九一一年勅令によって文部省に設置された——早川注）の関係者らが結成した日本史籍協会は、会員制の予約を取って、重要史料を一八七冊刊行し（一九一五〜一九三五年）、のち一九七〇年代になって続編九三冊を追加した。これらは、現在の維新政治史研究の基礎史料となっている。しかし、史料の選択は恣意的で、同じ史料でも一部のみの収録に留まった場合が少なくない。原本に当たることが必要であるが、関東大震災と第二次大戦下の空襲で焼失したのもあつて、残念である。⁽⁵⁰⁾

と、現在でも「維新政治史研究の基礎史料」と位置づけられている。所収された史料に偏りがあるなど問題点もあるが、焼失した史料もある中でその文献的価値は高い。史籍

協会は、顧問に公爵山形有朋を初め、侯爵・子爵などそうそうたる顔ぶれが並び、評議員に三上参次、徳富猪一郎ら史家も名を連ね、会の代表となる早川純三郎は、『国史大事典』の編纂にも関わる人物である。⁽⁵¹⁾『叢書』は会員制の非売品であり、木本至は会員名簿を見ての感想を次のように書いている。

大正八年一二月現在、会員は207である。宮内省や陸軍省も会員。広島高師や奈良女子高等師範があつて、東京高師の名がないこと。賊軍会津の名将山川浩が校長をつとめ元新撰粗の剣客が勤務していた学校だけに、いささか気になる。⁽⁵²⁾

『叢書』の会員には、史料の所蔵者を含めて個人会員が多い。その中に含まれる大学及び図書館などの団体会員は、先の木本の指摘にあつた通りに興味深い点がある。一九一七（大正六）年二段階の名簿では以下の通りである（傍線は早川）。⁽⁵³⁾

第一高等学校、東京高等商業学校、宮崎図書館、東京帝国大学図書館、帝国図書館、東京高等師範学校、東北帝国大学図書館、京都帝国大学文科大学、國學院大學、第二高等学校、成田図書館、広島高等師範学校、

米沢図書館、学習院、大橋図書館、東北帝国大学農科大学、第六高等学校、大坂府立図書館、山口図書館、奈良女子高等師範学校、神宮文庫、高知県立図書館、第三高等学校、神戸高等商業学校、早稲田大学図書館、京都図書館、白根尋常高等小学校

本本が会員でないと指摘した東京高師は、この時点では会員に名前を連ねている。逆に、一九一九年では、新たに第四高等学校や高知県立図書館などが加わるなど会員の顔ぶれが一部異なっており、会員の異同がある。会員は定員三百ということなので、年度ごとのか、刊行される書籍によつて、会員の異同が行われたことが考えられる。

奈良女高師は会員として図書を購入、それぞれ刊行年月から数日後の日付で原簿に記入され、一三〇冊が「勤王29」として大礼記念文庫に分類収蔵されている。刊行開始の一九一五年は、奈良女高師において大礼記念文庫設置が教官会議で議論された年であり（本稿第三節参照）、大礼記念を意識した会員登録であろう。こうした大礼記念意識は、他に会員の中の宮崎図書館が大典を記念して一九一五年に新築された図書館であることなどからもうかがえる。⁽⁵⁴⁾

一九一七年度会員には、傍線を付したように高等師範学

校が三校含まれている。東京女高師の名がなく、東京高師もやがて会員から消えていく中で、奈良女高師の名前が残っていることは、帝国大学や高等師範学校と並んで明治維新の学習及び国体の理解に向けての教育に力を入れていたことを示している。

高田祐介は、明治二十年以降、明治維新「志士」の認定と顕彰について、

国家にとつては立憲制の形成という政治的画期を始源に遡つて正統化しつつ、国民に広くこれらの功績者を範として浸透させる意図があり、一方で地域にとつては国家の形成に資した人材輩出の主張、というそれぞれの目的が連動しながら事態が進展していたといえよう。⁽⁵⁵⁾

と述べている。大正大礼において、明治維新の意義の確認は取り組むべき重要な課題であり、奈良女高師では『叢書』を国体の維持繁栄のために必要な文献とみなして大礼記念文庫として収蔵したのである。

女官日記の存在

こうして集められた『叢書』の内訳は、主に各政治主体

（個人・組織）の遺した史料（『岩倉具視関係文書』『会津藩庁記録』など）、同時代の知識人の収集した文書や風聞（『鈴木大雅集』など）、当事者や関係者の著作・編集した史書（『昨夢紀事』など）⁽⁵⁶⁾である。その中に二冊の女官日記『押小路甫子日記』と『中山續子日記』がある。御乳人^{おちのひと}であつた甫子^{なみこ}、大典侍であつた續子^{いさこ}という天皇に近侍した二人が、維新时期から明治にかけて残した日記である。明治維新を血なまぐさく生きてきた男たちの動静だけでなく、宮中に暮らした女官たちがどう関わってきたのかという資料として興味深いものである。

奈良女高師の校長野尻は、「女子としては女子の自分を全うすることに全力を尽すのが、即ち女子の資力を發揮することに於て最も有効な方法である」と述べている。⁽⁵⁷⁾この二冊の存在は、維新を女性の立場から考える手がかりの一つとなる。ここでは、主として#216『中山續子日記』（一九一七年刊）を取り上げて、その意義を確認する。

日記の緒言には以下のような事柄が記されている（ルビ・傍線・句読点は早川）。

一、愛親^{なるちか}（續子の父中山愛親——早川注）ガ寛政年間閑院宮典仁親王尊号追贈ノ問題二関シ、光格天皇ノ聖

慮ヲ奉体シ、侃諤^{かんかく}ノ議ヲ主張シ終二幕禮^{ばつけん}ニ触レシハ、有名ナル事蹟ニシテ維新前有志敵愾ノ心モ亦タ是ニ胚胎スルモノ多シ。續子^{いさこ}夙ニ庭訓ヲ遵守シ忠愛ノ念頗ル厚ク、巾幗^{きんかく}ノ身ヲ以テ皇室式微ノ間、仁孝孝明明治ノ三朝ニ歴事シ、勤恪精勵後宮ニ大功アリシハ、其姪孫中山慶子^{むさこ}ノ明治天皇傳育ノ功蹟ト前後相俟テ陸離タル光彩ヲ放ツモノト謂フベシ。而シテ此日記ガ斯ノ人ノ筆ニナルモノタルヲ知ル時ハ特ニ尊重セザルベカラス。一、女房日記ニハ古来一種ノ用語様式アリ。今勉メテ原形ヲ存センガ為メニ一モ之ヲ改メズ、其文字ノ如キモ活版ニナキモノハ、新二字母ヲ作りテ鑄造シ其難キモノハ木版ニヨリ出来得ル限りノ苦心ト注意トヲ払ヒタリ。

以上のように、續子の日記を『叢書』に収録するにあつての意義づけと方針が記されている。意義としては、續子の父が尊号一件に関わり、「維新前」から皇室のために働いていたこと、續子が「庭訓」を守り、「巾幗ノ身」すなわち女性として天皇家のために奉仕したことを褒め称え、その日記を尊重すべきであること。二つめの項目では、「女房日記」に古くから伝わる独特の形態を再現するために新た

に活字を作ったことが述べられている。このように、『續子日記』は、女性が書いた日記であることを、形の上からも内容からも十分意識して出版されたものである。

一八六四（元治元）年九月五日の条、禁門の変についての記事を見てみよう。

御き嫌よく、去る七月十九日長州家来御築地内にて乱坊のせつ出世に付、一橋中納言・松平肥後守・松平越中守・稲葉美濃守・本多主膳正・大久保加賀守・蒔田相模守・藤堂大学頭めし、小御所にて御対面、天盃たぶ。御ほうびも給はり候。蒔田相模守御太刀馬代白かね十枚けん上。一橋中納言真御太刀御ふるの御ひとへ御きぬ御入かたひらそへたもふ。右に付、大御ちの人表へ持出らるゝ。会津中将へも真の御太刀給はり候よし也。外へ給はり候御品、御内奏にてはしかとわかり申さず候。此度の御大変につき、りんし三ヶ夜御神樂仰出され候。八日夜十日の夜大すけへ参べく仰出させられ候。八日の夜、新内し様へ参役仰出さるゝ所、かたよりこりつよく成うはれ候に付、御断申入れ候。尾張へも参やく大御ちの人申渡し。

『續子日記』の冒頭のほとんどが「御機嫌よく」で始ま

る。甫子の日記も同じく「ご機嫌よく」と書き始める。このように、天皇のご様子を第一に書き記すことも女官日記の特色である。そして、この維新の動乱の時代に天皇から下される報償を下賜する役目を担った甫子（大御乳人）や續子の日記は、維新の内実を明らかにするのと同時に、女官の役割を果たして天皇に奉仕する生き方を示すものである。

二人の女官日記は、大正大礼に関して行われた維新事蹟の再確認、そして女子としての奉仕のあり方も確認できる資料として位置づけられ、『叢書』として刊行された。女子としての奉仕の姿、すなわち「女子の自分」を発揮した二人の日記は、内容も文体も奈良女高師の大礼記念文庫にふさわしい書物であった。

（6）大礼記念文庫における『勝海舟』の位置

「勤王」の志士と「奉公」の「勝海舟」

奈良女高師の大礼記念文庫に独特の分類があることは先述の通りだが（第三節参照）、中でも異彩を放つのが#156『勝海舟』である。この『勝海舟』には「奉公1」とい

分類番号がふられており、現在確認出来る大礼記念文庫資料の内で「奉公」に分類されているのはこの一冊のみなのである。

大礼記念文庫は三つの大きな柱の下に選別されたが、その一つに「勤王」があることも既に述べた(第三節参照)。
『日本史籍協会叢書』以外でこの「勤王」に分類されている書物は三十八点ある。ここで特に、書名に個人の名前が明示されたものを挙げておくと、#120『西郷隆盛伝』(勤王6)、#121『高山操志』(勤王7)、#127『大楠小楠』(勤王10)、#174『佐久間象山』(勤王32)、#179『山鹿素行全集』(勤王28)、#198『頼山陽大観』(勤王35)がある。書名に明示されていないものの、吉田寅次郎(松陰)の記した回顧録を甥の吉田庫三が発行した#122『回顧録』(勤王8)等も選ばれている。個々の説明は省くが、共通しているのはこれらの人物が、当然ながら、「尊王」の思想を持つて何らかの働きをしたということである。海舟とともに無血開城の立役者となった西郷隆盛や、海舟に砲術を教授した佐久間象山が「勤王」に選ばれていることからすると、海舟も「勤王」に分類されてもいいようなものである。海舟はなぜ「勤王」ではなく「奉

公」とされたのであろうか。

#156『勝海舟』の前付には以下の「勅語」が記載されている(句読点・ルビは鈴木)。

幕府ノ末造^{ぼつぞう}二方リ、大勢ヲ審ニシテ振武ノ術ヲ講シ、皇運ノ中興ニ際シ、旧主ヲ輔ケテ解職ノ実ヲ拳ゲ、爾後頭官ニ歴任シテ勲績愈彰^あハル。今ヤ湓亡^{こうぼう}ヲ聞ク。曷^{なん}ゾ軫悼^{しんとう}ニ勝ヘン。特ニ侍臣ヲ遣ハシ、賻^{ふぼう}贈ヲ齊^なラシテ以テ吊慰^{ちようゐ}セシム。

一八九九(明治三十二)年に出版された『勝伯昔日譚』に「天皇陛下には深く伯の薨を悼ませ給ひ、特に正二位に叙せられ、又勅使として日根野侍従を氷川町の勝邸に差遣はされ、左の勅語を賜ひ、種々の御下賜があつた」⁽⁵⁸⁾とあるように、この勅語は海舟が亡くなった一八九九年に発されたものであることが分かる。

「幕府ノ末造二方リ、大勢ヲ審ニシテ振武ノ術ヲ講シ」とは、幕末に神戸海軍操練所を設立して坂本龍馬ら志士の教育にあたつたことや、軍艦奉行を経て陸軍総裁になつたことなどを指すと思われる。「皇運ノ中興ニ際シ」以降は、幕末の混乱期に、旧主である徳川慶喜に助言して血を流すことなく大政奉還させ、維新後も旧幕臣でありながら明治

政府の下で参議兼海軍卿・枢密顧問官等の高官を歴任した海舟の活躍を称えている事がうかがわれる。海舟は一八九九年一月十九日に亡くなつてすぐに勅語を賜り、さらには哀悼の意を込めて一八九九年五月には『勝海舟』の第一版が発行された。#156『勝海舟』は一九〇六（明治三十九）年に出版された第四版であり、一九一六（大正五）年に原簿記入されている。以上のことを鑑みるに、海舟は天皇の信頼が厚かつたため没後すぐに顕彰され、大礼記念文庫創設という機会を得て改めて評価されたと見る事ができる。

もともと幕府側の人間であつたこと、幕府と明治政府をつなぐパイプ役にもなつたこと、他の「勤王志士」が難に殉じて亡くなつてゐるのに対し、⁽⁵⁹⁾維新後も旧幕臣でありながら新政府のもと高官を歴任したことなど、海舟はかなり特殊な経歴を持つ人物である事が分かる。このことを踏まえ、他の勤王志士との差別化を図るために海舟は「勤王」には分類されなかつたと考える。ただしこれだけをもち「奉公」に分類される理由とすることはできない。他にも理由が考えられないだろうか。

「奉公」に輻輳する視点

この問題を考えるにあたり、まずは明治・大正期の「奉公」という言葉のイメージについて考証する。天皇主権説を唱えた穂積八束の『国民道德の要旨』には次のようにある。

奉公と云ふは文字の通り、一身の私を棄てゝ家国の公に奉ずると云ふ意味であります。一身の私を忘れて家国の公に尽すと云ふことは、取も直さず分子が国体に同化することである、分子が国体に同化して居るものは、国体として最も生存に適して居るものである。忠孝と云ふ大義は一身の私を棄てゝ君父の公に奉ずることである。⁽⁶⁰⁾

明治維新以来、欧米列強に対抗し得る国づくりを第一の目標として掲げてきた日本にとつて、「奉公」の精神がいかに重要視されていたかが分かる。

明治が終わりを迎えると、有山輝雄が「日露戦争の勝利は、この国家目標（世界一等国へという目標——鈴木注）の一応の達成を意味していた。（中略）このような状況から流出する国民の意識は、第一に国家目標への献身を媒介としていた国家との一体感の稀薄化である」と指摘している⁽⁶¹⁾

ように、「滅私奉公」の意識は以前ほど強くななくなっていた。しかし一九一四（大正三）年、第一次世界大戦に突入し、一九一三年頃からの大正政変もあいまって、日本は再び臣民意識を持った国民を育成する必要に迫られた（第二節参照）。#156『勝海舟』に、無血開城に関して以下のような文章がある。

翁は実に徳川氏の運命よりも、日本国民として日本の国運を憂へたり。内乱によりて国力消磨し、国威沈淪せんことを恐れたり。開国の初年、外交の局甚だ困難なる時に当たりて、徒に内争を事とし、国力を消磨し、外国の干渉を招くが如きことあらば、日本の運命遂に危ふかるべきを恐れたり。⁽⁶²⁾

幕府と明治政府の別なく、「日本の国運」を第一に憂えたこの海舟の態度は、まさしく「公に奉ずる」ものであり、大正政変と第一次世界大戦という危機にあつて、再び評価され得るものだったはずである。

日本が幾多の困難にみまわれたこの転換期に、家庭生活において女性は、私を顧みず自らを国体に組み込んで忠誠を尽くす国民を育てるという重要な役割を担わされていた。君恩に報いる国民が育つか否かは、母親にかかっていたの

である（本節（4）参照）。つまり、女性は一国民として国に「奉公」することに加え、その「奉公」する国民を育てる為に尽くす（＝奉公する）という二重の奉公を求められていた。この役割が意識されたからであろうか、一九一（明治四十四）年に出版された『精神修養 修身訓話』の「奉公」の項には、「郷人の同情」、「忠孝なる水兵と義烈なる母」、「谷口菊」、「深野いと」、「兵士の妻救護を謝絶す」の五話が収められており、出兵する夫や息子を立派に送り出し、家を守る女性の逸話が主である。⁽⁶³⁾ この「奉公」という姿勢を考えるに、先述した、坂本龍馬ら志士の教育にあたつた海舟とこの母たる女性とを重ねることが可能である。また、徳川慶喜と天皇家の和解にも尽力した海舟は、⁽⁶⁴⁾ 前述の、天皇から下される報賞を下賜する役目を担った女官とも重なる。

最後に、海舟と奈良女高師との関係を考える。右の『精神修養 修身訓話』の「勤労」の項には「勝海舟の苦学」という逸話が収められている。これは極貧の少年時代を過ごした海舟が勉学に励んだ話で、末尾にて「これを聞いたなら、誰がその苦学に感ぜぬものがあらう、誰が名高き勝安房の少壮の時代と思ふものがあらうぞ、（中略）今ごろの学

生が飽食暖衣するに比しては、たゞ雲泥ばかりのことではない」⁽⁶⁵⁾と当時の学生が批判されているのが興味深い。野尻精一が「全体私の学校に入れますものは募集の折に志望者心得を頒ちまして、学校では勤労の習慣を養ふことに重きを置いて居る訳である」⁽⁶⁶⁾、「奈良女子高等師範学校の教育方針としては卒業生、殊に女教員と云ふものは自分の身を以て生徒の模範となると云ふことを第一の本領とすべきものとして居ります、殊に勤労を厭はないやうにと云ふことが方針の中に含まれて居る訳であります」⁽⁶⁷⁾（傍線鈴木）と繰り返し強調するように、奈良女高師では「勤労」に重きが置かれていた。ここまで述べたことを総合すると、個人が心身を勞して勤め励むという自己完結的な要素が強い「勤労」から、勤め励むという姿勢はそのままに、他者への働きかけの要素が強まったものが「奉公」だと考えられる。「勤労の習慣を養」った奈良女高師の学生は、その先にある「奉公」も当然意識させられたはずだ。幼少期の「勤労」から、成人後より高次の「公（＝他者）に奉ずる」という道を歩んだ海舟は、まさしくこの奈良女高師の求める人物像そのものであった。

以上述べてきたように、海舟の特異な経歴とその評価、

大札記念文庫創設の時節、海舟と母たる女性や女官との役割の重なり、さらに奈良女高師の求める人物像などがいま一つ、#156『勝海舟』は「奉公」の番号をふられることとなった。「奉公」という分類には様々な意図と機能が幅映しているのである。

（7）その他の大札記念文庫図書

上杉慎吉と副島義一

#169上杉慎吉『帝国憲法述義』（一九一六年刊、同年登録）は「国憲2」に分類される一書であるが、これが記念文庫に収められたのは、国家の要諦たる「帝国憲法」についての書であるからだけではない。上杉が、「国家存在の基礎たる何人が主権者であるかを一国の国体」⁽⁶⁸⁾と定義したうえで、その「主権者」に「天皇」を見さだめているように、同書は天皇主権説を唱えたものでもある。この書の対極には、「統治権は団体共同の目的の為に存する」、すなわち国家に主権（統治権）があると説いた美濃部達吉『憲法講話』（一九一二年）がある。⁽⁶⁹⁾天皇はその国家、すなわち「日本帝国の最高機関」であると述べる同書は奈良女高師

旧蔵書には見られるものの、大札記念文庫にはおさめられていない。とはいえ、おなじ天皇機関説論者で、「天皇は国家最高機関にして統治権を総攬する者なり」と説く#194副島義一『日本帝国憲法論』（一九二二年）のほうは、上杉の『帝国憲法述義』とほぼ同時期に大札記念文庫におさめられている。天皇主権説／機関説という学説の違いというよりは、主権（統治権）のありかたの解釈によつて選別されているようだが、ここではもう一つ、副島が南朝正統論者であつたことも関係していると思われる。

前掲#22『正閏断案 国体之擁護』は「友声会同人の南朝正統を論する者を蒐め」たもので（犬養毅後序）、副島義一は同人の一人として「法理上より観たる南北朝正閏論」を寄稿している。「北朝は独り正統の天皇たることなきのみならず、亦南朝と並立して正統の天皇たることも無きなり、南朝独り正統の天皇たるなり」（七一頁）と結論づける副島の論理は、天皇が「統治権を総攬する」体制すなわち国体観を補完するものであつた。記念文庫の選別基準のひとつ「皇位」に関わるものとして、副島の意見は記念文庫にふさわしいものと判断されたようである。

大札記念文庫における皇室グラビア

一八九〇年代頃から、政府より全国の教育機関へ「御真影」が下付され始めたが、奈良女高師には、一九〇九（明治四十二）年九月二〇日に明治天皇皇后の御影および教育勅語が下賜された⁽⁷¹⁾。また天皇の代替わりに際して、一九一五（大正四）年一〇月二一日に大正天皇の御影が、翌年の一〇月二二日には皇后・皇太子の御影がそれぞれ下賜されている⁽⁷²⁾。しかしその一方で、大札記念文庫にはそれらの「御真影」とは異なる天皇や皇族の写真、すなわち「皇室グラビア」が掲載された雑誌等が選定されているのである。これは、奈良女高師の生徒達が「御真影」を遙拝し、「臣民」として自らを規定する意識を内面化させていたことと矛盾が生じるようにも思われる。

右田裕規「皇室グラビア」と「御真影」——戦前期新聞雑誌における皇室写真の通時的分析——⁽⁷³⁾は、学校における「御真影」とマスメディアによつて流布される「皇室グラビア」を対比し、後者をめぐる政府や民衆の動向を通時的に検討した興味深い論考である。右田は、御真影が「人々の天皇にたいする畏敬の念を涵養するための、重要なメディア」であつたことに言及する一方で、明治以来、皇室写真の多

くが各家庭の内部に持ちこまれ、その読み方が個人の裁量に任されていたことを指摘する。そして、「学校の『御真影』と同様、皇室崇拜のための聖像として国民に崇めさせ」ようとする政府の方針に対して、「マスコミの皇室グラフィアは、（中略）皇室にたいする『親愛の念』あるいは『憧れ』を多くの人々のなかに育み、『スター』としての天皇家」を民衆が支持するという、「下からの天皇制」の確立に寄与した」と結論づける。

ただし、右田の論考が、あくまで「家庭」の中で消費される皇室グラフィアを、遙拝の対象となる「学校」の御真影に対立するものとして検証している点には注意が必要だ。大礼記念文庫の皇室グラフィアは、国家主導の大礼記念行事の一環として、奈良女高師という「学校」が創設した記念文庫に収められているという点からみても、あくまで政府的な文脈の中で機能し、「御真影」による臣民教育との間で矛盾は生じ得なかったと考えられる。

戦史と大礼記念文庫

日本が近代国家として成長していく大きな通過点となった出来事に、一八九四（明治二十七）年からの日清戦争、

一九〇四年の日露戦争がある。政治的にも社会的にも大きな変動をもたらした二つの戦争についての書物が、大礼記念文庫に所蔵されている。

すでに本節（5）において、明治維新の意義の確認が新しい大正という時代にも必要であることについて述べた。同様に、明治に起きた二つの戦争も大正時代の今を形づくったものとして、正しく認識されることが女高師の役割上必要である。そのため、すでに購入されていた戦争の記録を大礼記念文庫へ分類配置したのである。

日清・日露戦争の記録は民間からも刊行されているが、大礼記念文庫では参謀本部編纂の公的記録を選び、民間では博文館の『日露戦史』を選出した。これらに共通しているのは、地図や数字・写真など記録としての側面が強いことである。

日清戦争の記録として、#44と#401に『明治廿七八年 日清戦史』（参謀本部編・東京印刷株式会社刊、一九〇四年）六冊が登録されている。

日露戦争関連書としては、参謀本部編の#27『明治卅七八年 日露戦史』（偕行社、一九二二年）二冊、#17『日露戦史』（博文館編、一九一〇年）四冊がある。

日露戦争関連書としては、#42『三十七八年戦役感状録』（感状録発行所、一九一三年）がある。一九〇四年に、「陸海軍感状授与規定」が制定され、拔群の戦功があった個人や隊に対して感状が贈られた。感状授与の報告はただちに天皇に上奏される。⁽⁷⁴⁾つまり、隊や個人の働きが天皇の耳に届くという特別な制度であり、この荣誉ある感状の記録である『感状録』は、天皇を頂点とする国家意識の現れとして大礼記念にふさわしいものといえる。

もう一つの戦史として一九一四（大正三）年の第一次世界大戦の記録も、#93『大正三年日独戦役写真帖』（偕行社、陸軍省寄贈）や#210参謀本部編纂『大正三年日独戦史』（偕行社、一九一六年）として収蔵されている。

以上のような戦争に関わる公的記録は、戦争の原因、戦術とその結果、戦死者の数などを記述しており、この貴重な犠牲の上に現在があることを物語る史料である。⁽⁷⁵⁾ 本節

(6)でも触れたように、一九一三年からの大正政変などの状況下、国家への忠誠心を再確認するためにも、戦争の記録である三つの戦史は大礼記念文庫に必要不可欠な書物であった。

5 大礼記念文庫とは何だったのか

ここであらためて大礼記念文庫への図書別置状況がU字型であったことを思い返しておきたい（表2参照）。一九二七（昭和二）年度に二点ほど収められてから一九三〇年度まではゼロ行進、それ以後は毎年度数点ほどが別置されていた。この昭和以降の大礼記念文庫図書を【表3】に照らしてみるとき、次の三点が指摘できる。

まず既述のように、当該文庫が大正大礼を記念するものであったということだ。これは、大正大礼以降の減少傾向や昭和大礼期のゼロ行進から明らかである。大正大礼の時期に別置点数が集中しているということは、逆にいえば、それ以降は形式的に存続していたということになる。

これに関連して二つめは、一九三一年度や三三年度選別の書名などが示しているように、昭和期以降も「皇位皇統二関スルモノ」「聖徳二関スルモノ」「臣民ノ勤王二関スルモノ」という記念文庫の選書基準が踏襲されているということである。一九三六年度前後に多く見られる高松宮家蔵版の寄贈図書も、この基準に沿っての別置であろう。#3

66『御大典』や#367『大喪儀記録』など大喪大典図書、#376『昭憲皇太后の御坤徳』をはじめ実科高等女学校からの保管転換図書である#379『御聖徳』や#380『明治大正 御聖徳』、職員代表として日田権一奈良女高師校長から寄贈された#372『勤王文庫』全五巻などの存在もまた、三本柱が記念文庫の選別基準として機能していたことの証左である。

そして三つめとして、昭和期以降の記念文庫図書から寄贈図書を除いてみれば明らかなように、奈良女高師は一九三九年度頃から積極的に記念文庫図書を購入・別置しはじめているということである。形骸化していたものをあらためて「再利用」しはじめたことになるのだが、なぜ大札記念文庫は一九三九年度以降からなのだろうか。

たとえば右に見た『勤王文庫』全五巻はもともと一九一九（大正八）年の刊行で、「歐洲大戦後に於ける人心の動揺混乱を戒^{（か）} 飭^{（し）}是正するの大抱負を以て開版された」ものであるが、それがいま「深く時勢に鑑みるところあり」て復刻を企てたのだという（「刊行の辞」、一九四〇年一月）。

『勤王文庫』が再刊された「昭和十五年」は「皇紀二千六百年」にあたり、実際、同書の再刊が「輝く皇紀二千六百

年を記念し奉る事業の一」であることを序文に明記しているのだが、大札記念行事とおなじく皇紀二千六百年もまた国民統合の一大行事であったことはいうまでもない。けれども、これだけがその「時勢」というわけではないだろう。対中戦争にかかわって「日本精神ノ発揚ニヨル挙国一致ノ体现、並ニ非常時財政経済ニ対スル挙国的協力ノ実行」をはかるため、「挙国一致」「尽忠報国」「堅忍持久」のスローガンのもとで国民精神総動員が推進されていく。日中の全面戦争にともなう戦局は拡大泥沼化にあつて、一丸となつて事にあたる体制が求められていたのである。皇紀二千六百年はその集大成として、「挙国一致」の最後のしあげとしておこなわれたのである。

我等は肇国以来皇室を大宗家として戴き、天皇を家長と仰ぎ奉、臣民たるものはみな生れながらにして天皇に奉仕し、大御心を奉行するのであつて、我国こそは正に一大家族国家である。

同書「刊行の辞」冒頭を飾る右の文章が説いているのは、先に述べた「時勢」にあつて、天皇（主体）―臣民（客体）のあるべきすがたで「一致」することだ。同書が「勤王は臣民の大節」と断言するゆえんである。

奈良においても一九三七年一〇月五日の第一回国民精神総動員奈良県実行委員会での次のような事項が取りきめられている。

時局認識並ニ対策ニ関スル大会講演講話協議懇談会等ノ開催

図書、ラジオ、映画及行事等各種ノ方法ニ依リ之ヲ徹底及実践ヘノ指導

皇居神宮遙拝、皇陵神社参拝（特ニ樞原神宮ヘノ団体参拝）、勅語並ニ詔書奉読、国歌斉唱、国旗掲揚（附国旗ノ鄭重ナル取扱保存）、神仏祈願、二千六百年記念事業ノ実施並ニ翼賛等ヲ行ヒ 皇運扶翼ノ国民的信念ヲ固ム⁽⁷⁶⁾

これらのもとでさまざまな「運動目標」「実践細目」「実践事項」が定められていく。奈良女高師においても、国民精神作興週間に関連して「国体ノ本義ヲ明ニシ日本精神ノ体现ヲ期スルコト」などが決定されているし、一九三八年六月からは「水曜日午後の運動のさい教官・生徒一同が皇居遙拝とならんで戦勝黙祷をおこなうこと」が定められ、一九四〇年には「修練組織ノ強化ヲ図」るために「従来ノ校友会ヲ改組シ奈良女子高等師範学校報国会ト改称」され

ていった⁽⁷⁹⁾。大礼記念文庫の「再利用」がこうした「時勢」をふまえておこなわれた一連のできごとのおかげにあつた。こうした行事における「共同一致」機能を鑑みると、先ほどの第一回国民精神総動員奈良県実行委員会の取り決めに「勅語並ニ詔書奉読」が挙げられていたが、奈良女高師という場にあつてはその「教育勅語」の存在がきわめて象徴的であるように思う。

前節で引用した奈良女高師「生徒心得」（一九一六年四月）をあらためて確認しておくと、その第一条に「本校生徒ハ教育ニ関スル勅語并ニ戊申詔書ノ聖旨ヲ奉体、日々其実践躬行ニ務ムベシ」とあり、「勅語」すなわち教育勅語と戊申詔書を規範とすることが明記されていた。大礼記念文庫を見わたしてみると、戊申詔書については#105『軍人勅諭及戊申詔書英訳』（一九一三年刊、一九一六年購入）、#247『戊申詔書衍義』（一九〇九年刊、一九一八年購入）、#253『教育勅語及戊申詔書解義』（一九一八年刊、同年購入）が収められ、教育勅語についても前書のほか#173『教育勅語要解』（一九一六年刊、同年購入）、#355『勅語衍義』（一九四四年刊、一九三九年購入）、#357『教育勅諭衍義』（一九四五年刊、一九四〇年購入）をそれ

ぞれ確認しうる。いずれも「生徒心得」制定以後の購入であることをふまえば、奈良女高師の教育指針と図書購入のパラレルな関係が見てとれる。勅語の一節を引いてみれば、

臣民父母二孝二兄弟二友二夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉己レヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ、徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ、世務ヲ開キ、常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ。⁽⁸⁰⁾

とあるように、周囲との関係性はそのまま国家との関係性に敷衍しうるものであり、前出の野尻（奈良女高師初代校長）の「意見」の根底にあつた近代天皇制と近代「家」制度とが通底する「一大家族国家」たるゆえんが見てとれよう。そして記念文庫の〈再利用〉期に購入されたのが、「早い時期に刊行されたものの一冊で」⁽⁸¹⁾「文部省公認」である代表的な一書、井上哲次郎の『勅語衍義』であつたということもまた象徴的だ。ここで井上の注釈をいちいち引用することは避けるけれども、要するに臣民としてのあるべきすがたが言葉を尽くして説かれており、先に見た「時勢」に

あつて学校の原点を再確認しようとする姿勢がうかがえるのである。

如上、大札記念文庫とは「共同一致」機能を有した教育装置であつた。学校図書館とはそれじたいですでに一個の教育装置であるのだが、さらにそのときどきの「時勢」をふまえて選書され、それらが一箇所に集められた空間として大札記念文庫はある。書架に並ぶ図書は皇室の正統性を示すと同時に、それが他者の言説によつて認められていることをも可視化している。そうした書架の前に立つとき、教職員や生徒たちはそれらを介してみずからを臣民と位置づけることになる。とりわけ生徒においては、この自己客体化の機能は「女子の自分」を規定するものでもあつた。主体の正統性一色に染められた図書と対峙する者の同調意識は深化し、自己客体化もより強固になっていく。さらに加えていえば、奈良女高師は教員養成機関である。こうした意識を持った生徒が教師として現場におもむき、そこで生徒たちを〈教育〉する。客体化意識の再生産である。この連環構造もまた、皇室の永続性を担保するものとして機能していくのである。

ここで話はいったん戦後へと移る。

一九四六年八月、GHQ（連合国最高司令官総司令部）の地方庁たる奈良軍政府は、中央本部に提出した報告書に次のような一節をしたためている。

There is no reason why the Nara TSC should lower its screening standards so that the percentage of teachers purged here will equal that purged by other prefectures. The percentage of teachers purged in Nara should be considerably more than any prefecture because.⁽⁸²⁾

右引用の冒頭部に見られる「TSC」とは「Teacher Screening Commission」、すなわち教員資格審査会のこと。この報告によれば、彼らの審査によつて資格なしとされた教員数は、奈良においては他県よりも多くあるべきだということ。なぜなら――、

Nara during the war was the center of ultra-nationalistic and militaristic thought, due to her historical and religious background.

右に下線を付しておいた「her」は、「teachers purged in Nara」の人称代名詞としてではなく、「Nara」そのものを指し示す代名詞として見ておく。引用に見る、戦時中において奈良が超国家主義や軍国主義の拠点であったのは奈良

の歴史的かつ宗教的な背景に起因するのだ、というのは、奈良に住んでいれば思い当たる節の多い言であるが、要するに、奈良というのはたんなる地名をこえて歴史的・宗教的背景をともなったトポスなのだという指摘である。

これまた戦後のことだが、一九四六年二月、先ほどの奈良軍政府が奈良女高師図書館にやつてきて軍国主義的圖書を選別・廃棄指定していった。その数およそ五〇〇点。⁽⁸³⁾詳細は別稿で検証することとして、ここで注目しておきたいのは、そのときの経緯をふまえて奈良女高師図書館が「明細簿」に「閲読禁止」の青墨印を捺しているということだ。「閲読禁止」印の捺された請求記号の多くが廃棄図書なのであるが、大礼記念文庫図書にも十一點の「閲読禁止」図書が確認でき、そのうちの九點は廃棄されたのか所在不明である。いま知りうる大礼記念文庫図書からすればたった三パーセントでしかないのだが、「閲読禁止」指定された事実は無視しえまい。

奈良女高師が「奈良」の地にある文部省直轄校である以上、「奈良」のかかえる歴史的・宗教的な文脈——いわゆる〈土地の記憶〉から免れることはない。天皇や皇族が奈良に來れば教官会議の議題にಾಗಿ、教職員だけでなく、女

高師や附属校の生徒たちをもまきこんだイベントとして、行政機関との連携のもとで遂行される。それらは、外からも内からもそうあるべきだと期待され内面化された意識の結果である。だからこそ「時勢」を汲んで超国家主義や軍国主義へと移りやすい。ただし、これは超国家主義や軍国主義へとスライドしうる可能性があったという話であって、実際にそちらへと転換するには、臣民から皇民への「錬成」を経ねばならなかったはずだ。⁽⁸⁴⁾そうした皇民錬成に関する図書は大礼記念文庫におさめられてはいないのだけれど、大札記念文庫がそうした文脈と地続きにあり、きつかけ——分類や利用のしかたによつてはいつでもスライドしうるものであったことには留意しておきたい。

では、その機能の及ぶ範囲はどうであったか。大礼記念文庫の利用者については一九三八（昭和十三）年度のものしか明らかではないのだが、いまその数値を掲げてみれば、「所蔵図書冊数」四五九点のうち「閲覧図書冊数」は九点、「閲覧者数」七人のうち「職員」は三人、「生徒」は四人というものであった。⁽⁸⁵⁾一九三八年は記念文庫（再利用）期の直前であるが、職員三名はもとより生徒四名というのは、はつきりいって少ない。けれども、この七名には確実に記

念文庫の思惑は機能していた。だからといって、これ以外の者たちには機能していなかったというわけではない。大事なのは、「皇位皇統二関スルモノ」「聖徳二関スルモノ」「臣民ノ勤王二関スルモノ」という基準で選別され、通常図書とは別置され専用の「書籍戸棚」に並んで（ある）ことだ。大礼記念文庫の書棚がどこに配置されていたのか、閲覧室内か、それとも書庫内か、あるいは講堂か、場の違いは大きな問題なのであるが、残念ながらそれを示す史料はない。ただ確実なのは、どこにあったにせよ、これまでの検証から明らかになったように、大礼記念文庫は「奈良」「女子」「高等師範学校」のそれぞれと絡みあつて機能していたのである。

大礼記念文庫は、もともと「皇室二関スル図書及御大礼二関係アル標本類ヲ蒐集シ、或ハ歴代ノ御親書ノ類ヲ印刷シ額面トシテ掲ケ拜スル」というところから議論が始まったものであった。前者を歴史担当教員が、後者を修身担当教員が主として担っていたとしたばあい、では国語担当教員が担っていたのは何だろうか。いや、その前に、そもそも国語とは何か、という問題もある。作文における「書く」行為はエクリチュールとして彼女たちの思考や文体を規制

しており、それは教育装置としての大礼記念文庫と補充しあっていたはずだ。だとすれば、記念文庫の諸機能も（書く）行為を規定し、書いたもののうえにあらわれているはずである。本稿のしめくりとして、教科／教化としての国語という課題が立ちあがってきたことを記しておきたい。なお、大礼記念文庫図書は戦後、図書原簿に再登録されるなど通常図書へと戻され解体された。一九四七年二月、奈良軍政府が軍国主義系の図書を廃棄してから一年後のことであった。

【注】

- (1) 一九〇九（明治四十二）年二月一日付皇室令第一号。本稿における法令の引用はすべて『法令全書』による。
- (2) 「考」⁽³⁾⁽⁴⁾ 妃の一年祭を行はせ給ふまでは諒闇なるべければ、此間は慶賀を表する即位の大礼、潔斎を要する大嘗の大祀は行はせ給はざるなり」（賀茂百樹『通俗講義 登極令大要』、大橋朗、一九二二年、六〇〜六一頁。句読点は磯部）。
- (3) 旧「皇室典範」第二章第一条では「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ」おこなうことが、また「登極令」第四条

では「即位ノ礼及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ」おこない「大嘗祭ハ即位ノ礼ヲ訖リタル後続ケテ」おこなうことがそれぞれ規定されている。

- (4) 一九〇八（明治四十二）年設置、翌年五月開校。一九一一年に附属小学校と附属高等女学校が開校し、その翌年に附属幼稚園が設けられた。一九四九（昭和二十四）年に奈良女子大学が発足したのちも併存していたが、一九五二年に最後の卒業式を終えて閉校した。
- (5) 中島三千男『天皇の代替りと国民』、青木書店、一九九〇年、八七頁。
- (6) 『花園史学』第三二号、花園大学史学会、二〇一一年一月、二頁。
- (7) 前掲注(5)、五五〜五六頁。
- (8) 『御即位礼画報』第四巻、御即位記念協会、一九一四年四月、四二頁。
- (9) 『実業之日本』第一八巻第二四号、実業之日本社、一九一五年十一月、二頁。
- (10) 歴史学研究会編『「即位の礼」と大嘗祭―歴史家はこう考える―』、青木書店、一九九〇年、六五頁。
- (11) 前掲注(8)、四三頁。
- (12) 三浦周行『即位令と大嘗祭』、京都府教育会、一九一四年、一八頁。

- (13) 『新日本』第五卷第一二号（御大礼記念号）、富山房、一九一五年二月、八五〜八七頁。
- (14) 前掲注⑤、九六〜九七頁。
- (15) 『御即位礼画報』第一巻、御即位記念協会、一九一四年二月（三版）、四七頁。
- (16) 奈良女子大学校史関係史料『評議會・教官會議記録（大正三年六月〜大正八年九月）』（一・七）。以下、引用にあたっては読みやすさを優先して句読点を付してある。また、同史料からの引用に際してはいちいち出典を明記していない。
- (17) 『奈良女子高等師範学校教育における標本―教育に占める「直観」の位置―』、奈良女子大学大学院G P実践スキルゼミナル古文書調査実習（小路田泰直）、二〇一一年、一三頁。村上由香「奈良女子高等師範学校蒐集歴史標本について」（『寧楽史苑』第五六号、奈良女子大学史学会、二〇一一年二月）も参照。
- (18) 『遙拝式作法及心得』、宝文館編集発行、一九一二年、一八頁。
- (19) 山本信良・今野敏彦『明治期学校行事の考察 近代教育の天皇制イデオロギー』、新泉社、一九七三年、三六頁。
- (20) 『奈良女子高等師範学校一覽 大正四年度・大正五年度』、奈良女子高等師範学校編集発行、一九一六年、七九頁。
- (21) 奈良女子大学附属図書館が所蔵する戦前の図書原簿は、
 (1) 奈良女子高等師範学校『図書原簿』（和書）全五冊、
 (2) 奈良女子高等師範学校『図書原簿』（洋書）全二冊、
 (3) 奈良女子高等師範学校附属高等女学校『図書原簿』全二冊、(4) 奈良女子高等師範学校附属小学校『図書原簿』全二冊、(5) 奈良女子高等師範学校附属小学校『図書監守簿』全一冊、(6) 第三臨時教員養成所『図書出納簿』全一冊の六点。(1)の五冊は一九一二（明治四十五年五月一日付の大槻文彦著『言海』（小林新兵衛、一九〇七年第七五版）から一九五三（昭和二十八）年九月三日付のパニョル著・永戸俊雄訳『マリウス』（角川文庫、一九五三年）までを記録する。これ以降の、「奈良女子大学」への改組後のものも多数存。
- (22) 『養徳』第六号、奈良女子高等師範学校校友会、一九一五年一月、一一頁。
- (23) 大礼記念文庫図書については、#1のように、【表3】記載の通し番号を書名冒頭に付しておいた。適宜【表3】を参照されたい。
- (24) 『富山県師範学校図書目録』第一輯、富山県師範学校教育図書館編集発行、一九三〇年、二〇五〜二〇八頁。国立国会図書館デジタル化資料を参照。
- (25) 奈良県立図書館所蔵生駒郡役所文書『大正四年以降

勤王家其他事績調 生駒郡役所」、奈良県立図書館情報館公開画像のうち一三・一四コマ目。宛名「奈良県知事」箇所のみ別筆であることから、同訓令が各府県宛であることがうかがえる。

- (26) 一九一五年二月二五日付。奈良県立図書館情報館所蔵生駒郡役所文書『大正四年以降 勤王家其他事績調 生駒郡役所』、奈良県立図書館情報館公開画像のうち二〇・二一コマ目。

- (27) 『高等教育と学生支援 お茶の水女子大学教育機構紀要』一号、二〇一一年三月。

- (28) 東條文規『図書館の政治学』、青弓社（青弓社ライブラリー44）、二〇〇六年、六〇頁。

- (29) 前掲注⁽⁵⁾、九六〜九七頁。

- (30) 塩見昇『日本学校図書館史』（日本図書館学大系5）、全国学校図書館協議会、一九八六年、四三頁。

- (31) 国策と図書館設備充実の即物的な結びつきが大正大礼にとどまらず昭和大礼においても見られることについては、國枝裕子「昭和大礼前後の学校図書館状況―『学校図書館経営号』（広島高等師範学校附属小学校『学校教育』第一八五号）の内容に注目して―」（『研究論叢』第一五号、神戸大学教育学会、二〇〇八年十二月）を参照。

- (32) 鈴木賢祐編『日本高等諸学校図書館統計概覧 昭和二年

度』、間宮商店、一九二八年、一四一頁。

- (33) 「蔵書は多く本校職員生徒の寄贈になれり」云々。前掲注⁽²²⁾『養徳』第六号、同頁。

- (34) 前掲注⁽²²⁾『養徳』第六号、同頁。

- (35) 同史料には請求記号しか記されていないため、書名等についてはOPACで検索し、そこに掲載されている登録番号を図書原簿で照合する、という方法をとった。なお、図書館運営における『明細簿』の役割について詳しいことは分かっていない。購入図書を原簿とともに管理し、小型ゆえに携行して書架の状況を調べていたかと推測している。

- (36) 『全国高等女学校校長実科高等女学校校長会議要項』、文部省普通学務局編集発行、一九一四年、二六四頁。

- (37) 熊谷開作『日本の近代化と「家」制度』、法律文化社、一九八七年、七五頁。

- (38) 奈良女子大学校史関係史料『会議録（明治四二年四月〜明治四二年一月）』（一・一）。奈良女子大学附属図書館ホームページ掲載、奈良女子大学所蔵資料電子画像集のうち「奈良女子大学校史関係史料」参照。

- (39) 野尻精一の訓告。『奈良女子大学六十年史』、一九七〇年、二七頁。

- (40) 『村田正志著作集』第三卷（続々南北朝史論）、思文閣出

版、一九八三年、一二九～一三〇頁。初出は『南北朝論』(至文堂、一九五九年)、のち同社より増補版発行(一九六九年)。

(41) 大日方純夫「南北朝正閏問題の時代背景」、『歴史評論』第七四〇号、歴史科学協議会編・校倉書房刊、二〇一一年一二月、四頁。

(42) 校史関係資料『学級週録 文科二年(大正四年四月～五年三月)』(十三・一五五)。「吉田教授」とは大礼記念文庫設置委員の一人でもあった吉田増蔵。

(43) 右田裕規「『皇室グラビア』と『御真影』——戦前期新聞雑誌における皇室写真の通時的分析——」、『京都社会学年報』第九号、京都大学文学部社会学教室、二〇〇一年一月、一〇二頁。

(44) 「東宮の御成婚を祝し奉る」、『実業之日本 摂政宮御慶事記念号』第二七卷第三号、実業之日本社、一九二四年二月、三二～三三頁。

(45) 前掲注(44)、五二頁。

(46) 前掲注(15)、八五～八六頁。

(47) 浅沼アサ子「戦時下の女子教育Ⅰ——高等女学校家庭科と関連して——」、『東京家政学院大学紀要』第二一号、一九八一年一〇月、一七頁。

(48) 関屋達吉による序文。田口章太「昭憲皇太后御遺訓婦

道読本」、青雲堂書店、一九三八年、一～二頁。

(49) 渡辺幾治郎『昭憲皇太后宮の御坤徳』、東洋書館、一九二四年、三～四頁。

(50) 三谷博「明治維新の史学史——『社会科学』以前——」、「ヨーロッパ研究」第九号、東京大学大学院総合文化研究科、二〇一〇年三月、一八四頁。

(51) 『国史大辞典』早川純三郎の項、秋元信英執筆。ジャパナレッジ版を参照。

(52) 木本至「日本史籍協会叢書の異色」、『出版ニュース』一九〇三号、出版ニュース社、二〇〇一年五月、四二頁。

(53) 『中山續子日記』(一九一七年二月刊)の巻末の名簿による。慶応義塾図書館と南葵文庫は、図書館長や主宰の個人名で登録されている。ちなみに木本が見た一九一九年の名簿には慶應義塾大学の名前はなく、南葵文庫は文庫名での登録に変わっている。

(54) 日高大介「大正期宮崎県の公共図書館政策」、『図書館学』第六一号、西日本図書館学会、一九九二年一二月、二三～二七頁。

(55) 高田祐介「明治維新「志士」像の形成と歴史意識——明治二五・二六年靖国合祀・贈位・叙位遺漏者問題をめぐって——」、『佛教大学歴史学部論集』第二号、二〇一二年三月、六七頁。

(56) 『国史大辞典』「日本史籍協会叢書」の項、執筆三谷博。ジャバンナレッジ版を参照。

(57) 前掲注⁽³⁶⁾、二六四頁。

(58) 水魚庵『勝伯昔日譚』、富士書店、一八九九年、一〇六～一〇七頁。読点は鈴木。

(59) 高田祐介は、一八八三（明治十六）年から一八九一年にかけて行われた、国家による維新志士の顕彰施策（靖国合祀と贈位）について、「国家側は（中略）地域からもたらされた「殉難者」のうち、「勤王」という価値基準に適合した履歴の人物のみを精査し「国事殉難者」として認定・合祀処分を行った。（中略）概ね合祀処分を受けた「殉難志士」のうちのさらに一部が贈位の対象となり「勤王志士」として、国民の範とすべき歴史像が形づくられ社会へ周知されてゆく」と述べる。「勤王志士」として顕彰されたのが「殉難者」であることに注意したい。前掲注⁽⁵⁵⁾、四四頁。

(60) 穂積八束『国民道德の要旨』、国定教科書共同販売所、一九一二年、四三頁。傍点強調は省略。

(61) 有山輝雄「大正初期における「国民の自覚」論——『万朝報』の事例を中心として——」、「新聞学評論」第二一号、一九七二年四月、二七頁。

(62) 民友社編『勝海舟』、民友社、一九〇六年、上一一〇～

上一一一頁。

(63) 吉丸一昌『精神修養 修身訓話』、武田交盛館、一九一一年。例言に「本書は、先づ類によりて門を分ち、その大意を述べて例話に及び、猶欄頭にその格言を掲ぐ」とある通り「皇徳」「忠君」「立志」などの門に分けられている。なお、「勤王」はない。

(64) 「三十一年（明治三十一年——鈴木注）三月二日には、慶喜が参内して、天皇・皇后に「拝謁」した。その待遇は「出格」であつたという。三日、慶喜はわざわざ海舟を訪い、「大悦」している。これは、海舟が慶喜の姻戚に当る有栖川宮威仁親王を通じて工作した結果、実現したもので、（中略）武家政治の円満な終局を象徴する」（『石井孝』『勝海舟』、吉川弘文館、一九七四年、二四三頁）。

(65) 前掲注⁽⁶³⁾、一七一頁。

(66) 前掲注⁽³⁶⁾、二六六頁。

(67) 前掲注⁽³⁶⁾、二七五頁。

(68) 上杉慎吉『帝国憲法述義』、有斐閣、一九一六年訂正増補七版、六四～六五頁。

(69) 美濃部達吉『憲法講話』、有斐閣、一九一二年、六七頁。

(70) 副島義一『日本帝国憲法論』、早稲田大学出版部、一九一二年四版、一五七頁。

(71) 「奈良女子大学百年史年表」、『奈良女子大学百年史』、二

〇一〇年、一一一七頁。

(72) 前掲注(71)、一一一九頁。

(73) 前掲注(43)、九三〇―一四頁。

(74) 『公文類聚』・第二十八編・明治三十七年・第十五卷・軍事一・陸軍。国立公文書館JACAR (アジア歴史資料センター) のデータベースによる。レファレンスナビ―[Ref. A01200963200](http://ref.a01200963200)。

(75) 日露戦争後、約一〇万人の犠牲者と約二〇億円の金を支出して満州の権益を獲得したのだというフレイズが繰り返されたことが、国立公文書館ホームページ「日露戦争特別展Ⅱ」(<http://www.jacar.go.jp/nichino2/index.html>)にも記述されている。

(76) 『奈良県国民精神総動員実施事項』、一九三七年。奈良女子大学校史関係史料『国民精神総動員関係書類』(九・9) 参照。

(77) 詳細は『高等諸学校ニ於ケル国民精神総動員実施状況』(文部省、一九三九年)を参照。同書は一九三七年九月から翌年六月までに報告された国民精神総動員実施状況にもとづいている。

(78) 前掲注(39)、一〇〇頁。

(79) 奈良女子大学校史関係史料『生徒訓育関係書類 (昭和三〇―三五年)』(九・2) 参照。

(80) 日本近代思想大系6『教育の体系』(岩波書店、一九九〇年)所載「教育勅語」、三八三頁。

(81) 同前所載、井上哲次郎「勅語衍義」解題、四〇八頁。

(82) Monthly Military Government Activities Report, August 1946。国立国会図書館憲政資料室日本占領関係資料のうち Records of the Adjutant General's Office (RG407) / World War II Operations Reports 1940-1948 (陸軍省高級副官部文書/第二次世界大戦作戦記録)に収載。

(83) 奈良女子大学附属図書館第二三回展示「本を買う・並べる・廃棄する―本から見る奈良女高師―」パンフレット参照。奈良女子大学学術情報リポジトリよりダウンロード可能。

(84) 長浜功『国民学校の研究―皇民化教育の実証的解明―』(明石書店、一九八五年) 参照。奈良女子高等師範学校附属国民学校国民教育研究会編『皇国民の科学的鍊成』(明治図書、一九四三年)なども参照。

(85) 奈良女子大学校史関係史料『文部省臨時往復書類 其一 (明治四三年〇昭和二年)』(二・11)。一九三九年五月二三日付で文部省専門学務局長より通達された「校内諸施設調査ノ件」に対する回答文書。「図書閲覧室」については「位置、坪数、収容人数、所蔵図書部門別冊数、閲覧図書及閲覧者統計」を報告することが求められた。

【付記】

本稿を作成するにあたって多大な便宜をはかつていただいた奈良女子大学附属図書館に厚く御礼申し上げる。図書館の協力なくして本調査はなしえなかったことを、まずは記しておきたい。

本稿は、二〇一二年度後期から二〇一三年度前期の演習「近世近代国文学演習Ⅰ・Ⅱ」（大学院博士前期課程）・「日本近世近代文学論Ⅰ・Ⅱ」（大学院博士後期課程）でおこなった調査と討議の成果に基づくものである。【表3】作成にあたっては山下瑠璃（奈良女子大学大学院博士前期課程一年）の協力も得た。

分担内訳について、第四節（3）（4）および（7）の一部が田村の、第四節（5）および（7）の一部が早川の、第四節（6）が鈴木 の 文責である。上記以外はすべて磯部の文責である。

【表3】大正記念文庫図書一覧

通番	原簿記入 年月日	原簿番号	著編者	書名	冊数	発行所	出版年月日	寄贈者	記念文庫 分類番号	現請求記号	文庫 シール	備考
1	明治42.8.4	191	同文館編輯部編	日本政治年鑑	1	同文館	明治42.7.10			K139/3	●	
2	明治42.10.20	375	伊勢神宮	伊勢神宮	1	金港堂	明治42.7.20			K51/1	●	「明細簿」記載。
3	明治42.12.1	446	藤校堂忠貞	泰山先生夷録	1	早稲田大学出版部	明治42.9.30			K97/8	●	
4	明治42.12.14	467	松本時彦	神宮壇要 全	1	神宮壇要發行所	明治42.10.11			K51/2	●	
5	明治44.2.22	532	皇室勅諭	皇室勅諭 全	1	神宮壇要發行所	明治43.2.20	宮内省		K10/8/1	●	明治42年12月31日購。
6	明治43.9.10	810	佐々木信輔校訂	校訂明倫歌集	1	博文館	明治39.8.15			K61/2	●	
7	明治43.9.16	840	藤田糸弥	大久保利通伝 上巻	1	同文館	明治43.7.31			K97/18	●	
8	明治43.10.24	955		皇位継承編	8	元老院藏版	明治11.8			K92/7	●	「纂輯御系図」上下を含む。
9	明治43.11.9	1020	坪井忍	国乃光	1	磐根社	明治42.7.29	内務省地方局		K11/9	●	
10	明治44.1	1318	平田又福	宮中儀式略	1	民友社	明治37.1.5			K14/6	●	「明細簿」記載。
11	明治44.4.11	1352	市岡太次郎編	大體當初式 併諸家所藏大體之図	1	山田共岫堂	明治43.9.28			K14/7	●	「明細簿」記載。
12	明治44.4.22	1398	僧深澤	大塚物語	1	百合舎蘭雕	(嘉永)			K93/47	●	木村嘉平判
13	明治44.4.29	1496	佐伯有義	神祇全書 第五編	1	神宮参事会	明治41.12.2			K51/4	●	原載では「5冊」。
14	明治44.5.19	1708	荻原正太郎	勳王烈士伝	1	緑公社	明治44.3			K97/29	●	原書再掲期日を記載。
15	明治44.6.7	1748	山田安栄編	伏魔編	2	吉川半七	明治25.3.1			K93/68	●	「明細簿」記載。附録として「増万源殿行跡」長家白來襲経緯あり。同書とも訂正再版。
16	明治44.7.10	1836	新堀義	御聖徳	1	日本皇学館	明治44.6.29			K10/10	●	
17	明治44.7.31	1871	博文館編	日露戦史	4	博文館	明治43.1			K93/70	●	「明細簿」記載。
18	明治44.8.3	1997	井上綱国等	皇室略歴	1	宮内省図書寮	明治44.2.28	宮内省		K10/8/2	●	
19	明治44.9.30	2074	伊藤博文	聖徳	1	京都皇学館	明治44.8.20			K10/12	●	
20	明治44.11.20	2097	伊藤博文	帝國憲法皇室典範義解	1	国家学会蔵版	明治37.6.1			K130/10	●	
21	明治44.12.1	2124	岡千代	尊操紀事	4	甘泉堂・博聞社・鳳文館	明治15.8			K93/75	●	
22	明治45.2.1	2310	友会会編	正徳防案 国体之擁護	1	東京堂	明治44.7.15			K93/80	●	
23	明治45.5.31	2493	加藤玄吾	我建皇位聖徳の本義	1	日興書店	明治45.3.28			K37/3	●	「明細簿」記載。
24	明治45.5.31	2534	江島紅藏	高杉晋作伝入城始末 完	1	陽壽館	明治26.11.23	明治45.3.1 教授須藤求馬		K99/36	●	
25	明治45.6.3	2573	海江田信義述	維新前後 実歴史伝	10	牧野善兵衛	明治25.10.10			K93/86	●	
26	明治45.6.12	2612	本居嘉穎 西河敦雄 本居嘉穎 井上綱国等	府県郷社 明治神社誌料	3	明治神社誌料編纂所	明治45.1.10			K51/12	●	
27	明治45.7.24	2667	参議本部	明治卅七八年日露戦史	2	發行社	明治45.5.26			K93/88	●	「明細簿」記載。
28	大正1.7.30	2681		皇室略歴 (明治四十四年十二月三十一日購)	1	宮内省図書寮	明治45.3.3	宮内省		K10/8/3	●	
29	明治45.7.23	2741	松井忠雄	地陣	1	丁未出版社	明治45.2.15			K65/25	●	
30	明治45.7.23	2762	遠藤禮吉	日本我	1	美園学舎	明治45.3.15			K37/6	●	
31	大正19.10	2830	井上哲次郎	國民進徳概論	1	三春堂	大正1.8.1			K37/8	●	
32	大正1.9.17	2918	高橋直記	諸生君平翁伝 全	1	高橋正雄	明治29.8.6	大正1.9.17 校長野尻一		K97/42	●	
33	大正1.10.10	2982	芳賀失一	日本人	1	文会堂	明治45.1.10			K37/10	●	
34	大正1.12.2	3023	坂本稔之助	明治天皇	1	至誠堂	大正1.9.1			K97/49	●	

通番	原簿記入 年月日	原簿番号	著編者	書名	冊数	発行所	出版年月日	寄贈者	記念文庫 分類番号	現請求記号	文庫 シール	備考
35	大正11.12.12	3219	吉江治平編	明治天皇御大喪儀実写図	3	集画堂	大正11.11			K91/14		「明細簿」記載。「宮城青山御行列御模写」。「青山祭場祭御模写」。「伏見桃山御模写」。
36	大正2.1.20	3239	菊池大鑑	明治大帝 御座儀大観	1	博愛館	大正12.26			K93/103	●	
37	大正2.4.7	3255	佐伯有接	大日本神輿史	1	博愛館	大正2.21			K91/18	●	
38	大正2.4.8	3262	大喪使	明治天皇御大喪儀写真帖	1	審美書院	大正11.19		制度	K91/16 (貴重書)	●	
39	大正2.4.8	3263	土方久元	天皇及侍人を配れる神柱	1	帝国書院	大正11.20			K91/19	●	
40	大正2.4.21	3292	横山達三	大將乃木	1	敬文館	大正11.15			K97/54	●	
41	大正2.5.16	3322	田中万造編	宮中諸殿図 井皇居之菜	1	正量書院	大正2.31			K91/17	●	
42	大正2.6.11	3360	手塚静三	三十七八年戦役處分録	2	成光録發行所	大正2.5.10			K91/18	●	【開読禁止】
43	大正2.7.14	3415	大橋幹道	明治天皇御聖徳 完	1	皇學館	大正2.3.30			K97/60	●	
44	大正2.7.16	3417	参謀本部	明治廿七八年日清戦史	6	東京印刷株式会社	明治33.12.17			K93/10		「明細簿」記載。
45	大正2.7.17	3472	栗田寛	神皇考証	1	六合館	明治31.7.15			K91/27	●	
46	大正2.9.15	3500	菅野南堂	官許皇統新詔	1	須原屋伊八	明治6.12			K37/18	●	
47	大正2.9.15	3503	池田義象	皇室	1	博文館	大正2.6.8			K14/21	●	
48	大正2.9.17	3535	内務部皇親園	御幸行列図	1			広瀬信太郎		K91/29	●	
49	大正2.10.2	3561	佐伯有義撰 三木五右衛門校注	校正 標註神皇正統記	1	青山清吉蔵版	明治25.3.8			K93/113	●	
50	大正3.4.10	3747	望月小太郎纂訳	世界に於ける明治天皇	1	英文通信社	大正2.12.27			K97/65		「明細簿」記載。
51	大正3.4.24	3783	信濃教育会編	泰山全集 上下巻	2	尚文館	大正2.9.30			K151/39	●	
52	大正3.4.27	3784	帝國軍人教育会	今上陛下御即位式写真帖	1	帝國軍人教育会	大正2.4.23			K91/26	●	準備巻
53	大正3.6.11	3915	赤堀又次郎	御即位及大嘗祭	1	大八洲学会	大正3.3.15			K14/23	●	
54	大正3.6.13	3919	山口開太郎	明治皇后	1	南北社	大正3.5.1			K97/68		「明細簿」記載。
55	大正3.6.15	3949	新女學雜誌増刊 皇太后宮 奏始号	博文館	1		大正3.5.5			K97/71		「明細簿」記載。
56	大正3.6.18	3959	西山全太郎	神武天皇創業史	1	博文館	大正12.28			K93/120	●	
57	大正3.6.23	3968	神宮司庁	神武天皇	1	神宮司庁	明治25.7.5	瑞忠雄		K91/30	●	非対応品
58	大正3.7.28	3977	榊木直一郎	皇室の制度典礼	1	小林又七本店 (川流堂)	大正2.2.25			K10/7	●	
59	大正3.7.10	4087		鳳雛見聞図説 (写本)	3					K14/25		「明細簿」記載。 「頃ろ長州萩の人中島靖九郎氏乃木大將の贈写本を再版し、広く江湖に頒つるの志あり」(井上哲治郎序、大正2.4.7)。
60	大正3.7.20	4115	中島靖九郎	皇朝政要 中興雄言	2	啓成社	大正3.5.20			K12/48	●	
61	大正3.7.20	4123	大隈重信述 堀尾太郎編	国民教育の大本	1	明誠館	大正3.6.22			K37/22	●	【開読禁止】
62	大正3.9.16	4138	上田景二	阪神皇太后史	1	国民教育研究会	大正3.8.25			K97/22	●	
63	大正11.1.28	4339	吉田康三編	松倉先生遺著	1	長友社	明治24.1.25			K151/46	●	
64	大正11.1.28	4365	三島吉太郎編	鎌倉先生遺著	1	東京出版社	明治24.11.18			K151/47	●	
65	大正11.1.28	4374	山路愛山編	清和八郎遺著	1	民友社	大正2.6.16			K151/45	●	
66	大正11.1.28	4382	松平定信	国本論 (写本)	1					K37/23	●	

通番	原簿記入 年月日	原簿番号	著編者	書名	冊数	発行所	出版年月日	寄贈者	記念文庫 分類番号	現請求記号	文庫 シール	備考
67	大正3.12.10	4465	西村文相	橋本左内	1	昭文堂	明治38.3.1			K97/76	●	
68	大正3.12.10	4474	木崎好尚	家康の頼山陽	1	金港堂	明治38.10.24			K97/75	●	
69	大正3.3.18	4563	三宅常編・東久世 通禮監修	聖徳公卿	1	三省堂	大正1.8.22			K10/13	●	
70	大正3.3.30	4615		明治天皇聖徳録	1	同文館				K97/80		「明徳譜」記載。
71	大正3.5.30	4616	浅田彦一編	明治聖天子	1	博文館				K97/81		「明徳譜」記載。
72	大正3.5.30	4615	田中万造	京都御所	1	正光書院	大正3.11.5			K91/38	●	
73	大正3.5.13	4660	千頃清	坂本龍馬(傳人伝)著書第2冊	1	博文館	大正3.6.15			K97/82	●	
74	大正4.5.25	4749	中原邦平	東宮殿下行啓記念 勅旨諸士 遺墨帖人名敷云	4	中原邦平	明治43.2.3			K91/39	●	
75	大正4.5.25	4749	中原邦平	勅旨諸士遺墨帖	4	中原邦平	明治42.8.1			K91/39 (貴重書)	●	
76	大正4.7.14	4994	藤田精一	橘氏研究	1	広島書籍館	大正4.4.3			K93/41	●	
77	大正4.7.20	5011	菊池謙二郎編	東諸全集	1	博文館	明治34.2.10.2			K51/63	●	
78	大正4.10.26	5187	日本歴史地理学会	皇陵	1		大正4.10.12		宮殿1	×		No.7072 (K10/193) 参照
79	大正4.12.27	5262	大正之帝國	天皇御所	1	至誠堂			宮殿1	×		
80	大正4.12.19	5299	帝國軍人教育会	御即位式写真帳 下巻	1	帝國軍人教育会	大正4.12.5		制度1	×		
81	大正4.12.20	5324		維新史料	31				国史7	K91/276 K91/296	●	
82	大正4.12.20	5325	藩生重章	近代徳人文芸	22	藩生重章	明治28.12.25		国史8	×		
83	大正4.12.20	5326	浜野章吉	横田紀事 阿部伊勢守事蹟	1	吉川半七	明治32.1.15		国史9	K93/49	●	「大正記念文庫図書」印あり
84	大正4.12.20	5327	会沢安、 青山龍光序	烈公行実	1				勳王1	K97/512	●	
85	大正4.12.20	5328		南朝忠臣往来	1	敦賀屋九兵衛(大坂)			勳王2	K11/236		
86	大正4.12.20	5330		国史大系6国史	4	隆濟雜誌社	大正3.2.28		国史1	×		
87	大正4.12.20	5331	山陽千九郎	伊勢神宮と我国家	1	日月社	大正4.9.28		宮殿2	×		
88	大正4.12.20	5332	近世史	近世世界史	10	近世史	明治3.1		勳王3	K97/502	●	
89	大正4.12.20	5350	近世史	近世世界史	10	近世史	明治3.1		国史10	K93/755	●	
90	大正4.12.27	5397		義公行実(写本)	1				勳王4	K97/513	●	
91	大正4.12.27	5398		義公行実(写本)	5				勳王5	×		
92	大正4.12.27	5399		義公行実(写本)	2				国史11	K97/510	●	「大正記念文庫図書」印あり
93	大正5.1.8	5403		大正二年日独戦役写真帖	1	信行社	大正4.11.30		陸軍省	K93/156	●	
94	大正5.1.19	5409	鈴木敬義編	帝國憲法制定書	1	廣義閣				K134/37	●	
95	大正5.2.2	5440		一條忠香日記抄附校集	1	日本史蹟協会	大正4.12.25		勳王29	K91/277	●	
96	大正5.2.4	5442		大日本史	6	吉川半七	明治34.4.6.10		国史2	×		
97	大正5.2.4	5443	關内省藏版	關内省藏版	3	吉川半七	明治34.4.6.10		国史3	×		
98	大正5.2.4	5448	關内省藏版	關内省藏版	1	岡田栄松	大正4.12.27		国勢2	×		
99	大正5.2.4	5456	東京造画館	御即位大礼掛図	1	東京造画館	大正4.4.30		制度2	K10/109 (貴重書)		(所在不明)

通番	原簿記入 年月日	原簿番号	著編者	書名	冊数	発行所	出版年月日	寄贈者	記念文庫 分類番号	現請求記号	文庫 シール	備考
100	大正5.2.4	5457	梅戸在貞享	御大礼図（崇峻親正面御座 像図、御座図、御嘆台図、 大嘗祭図）	4幅	古川梁文堂			制度 3	×		
101	大正5.2.4	5458		御大礼盛儀	1	博文館	大正4.6.15		制度 4	×		『大冊』第21巻 8号か。 No.5604参照。
102	大正5.2.26	5486	日本史籍協会編	九條尚忠文書 第一	1	日本史籍協会	大正5.2.20		勤王 29	K91277	●	「大礼記念文庫図書」印あ り。
103	大正5.3.8	5488		御大礼記念写真帖	1	日本電報通信社	大正4.12.1		制度 5	×		
104	大正5.3.9	5497		御慶弔帝陵内親典御沙汰之 堤井春見向慶書付（写本）	1	宮殿 3			×			
105	大正5.3.14	5500		軍人勲諭及戊申留書英訳	1	国定教科書共同版 売所	大正2.6.1	文部省	列聖 1	×		
106	大正5.3.15	5507	渡辺為藏	大正五年国民年鑑	1	民友社	大正4.12.11		国勢 3	K136/205		
107	大正5.3.15	5517		列聖全集 御製集 第二巻	1	列聖全集編輯會	大正4.7.13		列聖 9	×		
108	大正5.3.27	5603		新日本 御即位記念大正聖 代号	1	富山房	大正4.11.1		国勢 4		●	
109	大正5.3.27	5604		大冊 御大礼記念 実業之日本 御大典記念号 裏号	1	博文館	大正4.11.20		制度 6	×		
110	大正5.3.27	5605			1	実業之日本社	大正4.11.20		制度 8	×		
111	大正5.3.27	5606		國學院雜誌 御大礼号	1	国学院大学	大正4.9.15		制度 7	（雑誌）		合冊の際に表紙廃棄のため、 文庫シール等は備設で 全巻を第12号。「大礼記念 文庫図書」印あり。
112	大正5.3.27	5607		新日本 御大礼記念号	1	富山房	大正4.12.1		制度 9	（雑誌）	●	
113	大正5.4.20	5610	日本史籍協会編	伊達宗城在京日記	1	日本史籍協会	大正5.4.25		勤王 29	K91277	●	「大礼記念文庫図書」印あ り。
114	大正5.4.24	5611		祖先教々書	2	祖先教本部	大正5.4.18	祖先教本部	敬神 1	×		「大礼記念文庫図書」印あ り。
115	大正5.4.26	5617		九條尚忠文書 第二	1	日本史籍協会	大正5.3.25		勤王 29	K91277	●	
116	大正5.4.27	5619	三宅米吉書	御即位礼卜大嘗祭	1	石黒魯平	大正5.4.8		制度 10	×		「大礼記念文庫図書」印あ り。
117	大正5.5.23	5681		東行先生遺文	1	民友社	大正5.5.14	東行先生五十年祭 記念会	文藝 5	K97538	●	
118	大正5.6.7	5739		中山忠能日記 第一	1	日本史籍協会	大正5.5.25		勤王 29	K91277	●	「大礼記念文庫図書」印あ り。
119	大正5.7.10	5829	埴山栄	皇統理論	2	伊東久兵衛	明治7.2		国体 1	×		No.5847-5912の「納人」欄 はすべて「本校職員生徒一 同」、「備考」欄にはすべ て「SS0093141009」への新通 し番号あり。
120	大正5.7.10	5847	勝田系弥	西郷隆盛伝	5	勝田系弥	明治28.4.10	本校職員生徒一同	勤王 6	K97515	●	
121	大正5.7.10	5848	金井少史	高山樗牛	2	内藤泰次郎	明治3.6	本校職員生徒一同	勤王 7	K97516	●	
122	大正5.7.10	5849	吉田寅次郎	回顧録	2	吉田庸三（山内）	明治19.2	本校職員生徒一同	勤王 8	×		

通番	原簿記入 年月日	原簿番号	著編者	書名	冊数	発行所	出版年月日	寄附者	記念文庫 分類番号	現請求記号	文庫 シール	備考
123	大正5.7.10	5850	稲葉君山	朱舜水全集	1	文会堂	明治45.4.17	本校職員生徒一同	文庫 1	K97/501	●	原簿Op42によれば、昭和22.11.26以降より昭和23.1.19までのあいだに記入されていることから（記入日記載なし）、大札記念文庫の下限も昭和22年末に見さだめてよいと思われる。
124	大正5.7.10	5851	横井時雄	小楠遺稿	1	横井時雄	明治31.5.10	本校職員生徒一同	文庫 2	K97/504	●	「大札記念文庫図書」印あり。
125	大正5.7.10	5852	池辺義象	七瀬峯	1	興文館	明治45.3.15	本校職員生徒一同	勤王 9	×		「大札記念文庫図書」印あり。
126	大正5.7.10	5853	高橋種峰	十八列士 桜田快挙録	1	春江堂	明治45.5.18	本校職員生徒一同	勤王 30	K93/756	●	「大札記念文庫図書」印あり。
127	大正5.7.10	5854	豊岡茂夫	大楠小楠	1	敬文堂	明治45.6.20	本校職員生徒一同	勤王 10	K97/521	●	「大札記念文庫図書」印あり。
128	大正5.7.10	5855	佐藤進	水戸義公伝	1	佐藤進	明治44.8.5	本校職員生徒一同	勤王 11	K97/520	●	「大札記念文庫図書」印あり。
129	大正5.7.10	5856	井上定次編	伏見殉難士伝	1	井上定次	明治27.8.20	本校職員生徒一同	勤王 31	K97/506	●	「大札記念文庫図書」印あり。
130	大正5.7.10	5857	重野安禮	国史総覧稿	10	重野安禮 金港堂書籍株式会社	明治39.6.8	本校職員生徒一同	国史 4	×		
131	大正5.7.10	5858	清岡長吉	御即位礼卜大嘗祭	1		大正4.5.23	本校職員生徒一同	制度 11	×		
132	大正5.7.10	5859	皇典研究会編	即位礼大嘗祭講話資料	1	明堂館	大正3.18	本校職員生徒一同	制度 12	×		
133	大正5.7.10	5860	松井秀	即位大嘗典礼史要	1	博育堂	大正4.4.22	本校職員生徒一同	制度 13	×		
134	大正5.7.10	5861	池辺義象 今泉定介	御大札図譜	1	博文館	大正4.8.4	本校職員生徒一同	制度 14	×		別本（K10199：758）に附属小学校蔵書印。
135	大正5.7.10	5862	清岡長吉	通俗大札講話	1	関野一郎	大正5.5.10	本校職員生徒一同	制度 15	×		別本（K10200：760）に附属小学校蔵書印。
136	大正5.7.10	5863	山田孝雄	御即位大嘗祭大札通義	1	實文館	大正4.9.5	本校職員生徒一同	制度 16	×		別本（K10201：762）に附属小学校蔵書印。
137	大正5.7.10	5864	大坂朝日新聞社	御大札画報	1	朝日新聞合資会社	大正4.10.1	本校職員生徒一同	制度 17	×		別本（K10194：SS0046541004）に「奈良女子高等師範学校附属小学校御即位記念小学文庫」印あり。
138	大正5.7.10	5865	牛坂虎太郎	大札要義	1	博文館	大正3.1.1	本校職員生徒一同	制度 18	×		別本（K10191：387）に附属小学校蔵書印。
139	大正5.7.10	5866	エフ・エ・ロム ハート	英和対照 明治昭憲 両陛下 御製集	1	響鐘社	大正4.7.4	本校職員生徒一同	列聖 2	×		
140	大正5.7.10	5867		歴代御製集	7	共善会	大正4.6.25	本校職員生徒一同	列聖 3	×		別本（K10226：SS0046461000-）に附属小学校蔵書印。
141	大正5.7.10	5868	神宮司片	神宮詔覧	1	国史研究会	大正4.10.20	本校職員生徒一同	宮陵 4	×		
142	大正5.7.10	5869		御即位大嘗祭絵巻	1	御大札記念会	大正4.8.15	本校職員生徒一同	制度 19	K14/19 (貴重書)		個人（函）に記念文庫シール貼付。巻子本。「大札記念文庫図書」印あり。
143	大正5.7.10	5870	関根正直	即位礼大嘗祭 大典講話	1	實文館	大正4.4.22	本校職員生徒一同	制度 20	K101/90		
144	大正5.7.10	5871	目吉明助	皇陵及歴代御事蹟	1	阿古切之助	明治41.10.8	本校職員生徒一同	宮陵 5	K101/92	●	

通番	原簿記入 年月日	原簿番号	著編者	書名	冊数	発行所	出版年月日	寄贈者	記念文庫 分類番号	現請求記号	文庫 シール	備考
145	大正5.7.10	5872	藤田彪	回天詩史	2			本校職員生使一同	文庫3	×		
146	大正5.7.10	5873	安藤信庵	三忠伝	2	柳沢軒	貞享元年.3	本校職員生使一同	勤王12	×		「大札記念文庫図書」印あり。奈良女子大コレクションシヨ「明治教育文庫」図書。
147	大正5.7.10	5874	柳尾謙	皇朝靖敵遺言	3	中川藤四郎		本校職員生使一同	文庫4	(貴重書)	●	奈良戦紀、蔵書印「奈良女子高等師範学校／下市文庫」(拍形無杵、群香印)。 奈良女子大コレクションシヨ「明治教育文庫」図書。
148	大正5.7.10	5875	林柳斎 (嘉三郎)	南朝遺史	3	林柳太郎 (芳文堂、奈良)	明治25.9.10	本校職員生使一同	勤王13	M3/41-3 (貴重書)	●	
149	大正5.7.10	5876		歴朝詔勅録	2	山田秀朝	明治36.3.13	本校職員生使一同	別冊4	×		
150	大正5.7.10	5877	名和氏紀事	御書中藏	2	御書中藏		本校職員生使一同	勤王14	K9/1/35		
151	大正5.7.10	5878	石坂雲杜軒	坂島話	2	大坂屋錦介		本校職員生使一同	勤王15	×		
152	大正5.7.10	5879	土方久元	回天実記	2	五十嵐光彰	明治33.5.1	本校職員生使一同	勤王16	K9/2/76		
153	大正5.7.10	5880	小野正弘	大日本皇室譜 大統明鑑	1	小野正弘	明治27.8.10	本校職員生使一同	系譜1	×		
154	大正5.7.10	5881	松本農山	松本農山	3	松本農山		本校職員生使一同	勤王17	K10/518	●	
155	大正5.7.10	5882	安野玄道	御即位礼典記	2			本校職員生使一同	別冊5	×		
156	大正5.7.10	5883	民友社編	明治廿九年史	1	民友社	明治39.6.5	本校職員生使一同	奉公16	K9/7/05	●	
157	大正5.7.10	5884	徳川徳胤	徳川五十七年史	1	新柳社	明治44.6.17	本校職員生使一同	勤王18	K9/3/83		
158	大正5.7.10	5885	武内義文	南山義烈史	1	吉岡卓爾	明治33.1.5	本校職員生使一同	勤王19	K9/3/82	●	
159	大正5.7.10	5886	重野安綱	大日本維新史	2	善隣齋書館	明治32.12.13	本校職員生使一同	国史□	K9/3/53	●	
160	大正5.7.10	5887	御所沿革史料図譜	維新士佐勤王史	1	芸草堂	大正3.4.15	本校職員生使一同	皇后1	×		
161	大正5.7.10	5888	維新士佐勤王史	富山房	1	富山房	大正11.11.10	本校職員生使一同	勤王20	K9/3/69		
162	大正5.7.10	5889	藤田明	征西待軍官	1	實文館	大正4.6.26	本校職員生使一同	皇族1	×		
163	大正5.7.10	5890		御即位礼典 自第一巻至第六巻	6	御即位記念協会	大正12.2.29	本校職員生使一同	制度21	K10/109	●	期1-3、4巻のみ存。
164	大正5.7.10	5891	中野均平	忠正公勤王事蹟	1	防長史談会	明治44.5.2	本校職員生使一同	勤王21	K9/7/500	●	「大札記念文庫図書」印あり。
165	大正5.7.10	5892	岩崎松苗	国史略	15			本校職員生使一同	国史6	×		
166	大正5.7.10	5893	藤沢繁	朝霞士伝	2	馬形太郎	明治10.6.18	本校職員生使一同	勤王22	K9/7/008	●	
167	大正5.7.10	5894	畑田峯次郎	甲子殉難士伝	3	田中治兵衛	明治30.11.20	本校職員生使一同	勤王23	K9/3/07 K9/7/507	●	「大札記念文庫図書」印あり。
168	大正5.7.10	5895	御大典記念協会	大正大典史	1	富隆広告	大正5.2.11	本校職員生使一同	制度22	K10/197	●	
169	大正5.7.10	5896	上杉徳吉	帝冠書法述義	1	有學閣	大正5.5.5	本校職員生使一同	国書2	K13/1/47		
170	大正5.7.10	5897	加藤剛堂	御即位式物語述義	1	松崎善太郎	大正5.4.21	本校職員生使一同	制度23	×		
171	大正5.7.10	5898	鹿山号市	御即位物語種解	1	得美書院	大正5.2.18	本校職員生使一同	制度6	×		
172	大正5.7.10	5899	大坂朝日新聞社	大正礼記義	1	朝松澤太郎	大正5.2.15	本校職員生使一同	制度24	×		
173	大正5.7.10	5900	大内青龍	教育勅語要解	1	松崎善太郎	大正5.4.5	本校職員生使一同	別冊7	×		
174	大正5.7.10	5901	象山先生遺跡表彰会	象山先生遺跡表彰会	1	実業之日本社	大正5.5.15	本校職員生使一同	勤王32	K9/7/519	●	「大札記念文庫図書」印あり。
175	大正5.7.10	5902	佐竹義雄	熊本勤王烈士手翰抄	1	実業之日本社	明治44.11.20	本校職員生使一同	勤王25	K9/7/50	●	
176	大正5.7.10	5903	国民新聞社編	熊本勤王烈士気集	1	民友社	明治44.11.5	本校職員生使一同	勤王24	×		
177	大正5.7.10	5904	土居通子編	南朝義烈伝	3	中西嘉助	明治15.2	本校職員生使一同	勤王26	K9/7/511	●	

通番	原簿記入 年月日	原簿番号	著編者	書名	冊数	発行所	出版年月日	寄附者	記念文庫 分類番号	現請求記号	文庫 シール	備考
178	大正5.7.10	5905	大日本国民中学会	職位功臣言行録	1	国民書院	大正5.4.25	本校職員生使一同	勤王 27	K97/609	●	
179	大正5.7.10	5906	山鹿孝行遺著	山鹿孝行全集	1	四元内治	大正3.3.3	本校職員生使一同	勤王 28	K97/699	●	
180	大正5.7.10	5907	日本皇學館	歷代皇室と臣民	1	日本皇學館	大正2.12.15	本校職員生使一同	国体 3	×		
181	大正5.7.10	5908	平井敬	明治天皇興国史	1	帝國美藝学会	大正1.12.10	本校職員生使一同	列聖 8	K93/751	●	「大正記念文庫図書」印あり
182	大正5.7.10	5909	藤田嘉平次	神武天皇二千五百年式年祭記念号集帖	1	藤田嘉平治	大正5.5.29	本校職員生使一同	宮陵 6	×		
183	大正5.7.10	5910		列聖全集 御製集 第一・三・四・五・六・七・八巻	7	列聖全集編輯会		本校職員生使一同	列聖 9	×		
184	大正5.7.10	5911		列聖全集 御製集 第一・二・三・四巻	4	列聖全集編輯会		本校職員生使一同	列聖 9	×		
185	大正5.7.10	5912		列聖全集 詔勅集 上巻	1	列聖全集編輯会		本校職員生使一同	列聖 9	×		
186	大正5.7.11	5914		中山忠能日記 第二	1	日本史籍協会	大正5.6.25		勤王 29	K91/277	●	「大正記念文庫図書」印あり
187	大正5.7.11	5916	湯本文彦	和氣公紀事	1	伊藤重三郎	明治32.10.21		勤王 33	K97/517	●	「大正記念文庫図書」印あり
188	大正5.7.11	5920	本朝元子御陵集 (写本)		2				宮陵 7	×		
189	大正5.7.11	5921	岩崎英重	維新前史 松田義学録	1	吉川弘文館	大正1.9.1		勤王 34	×		
190	大正5.7.11	5922		皇朝史略	17				国史 12	K93/758	●	「大正記念文庫図書」印あり
191	大正5.9.14	5941	福井三郎	国史摘要 宝樹大典	5	福井三郎	大正2.7.16		国史 13	×		
192	大正5.9.21	5951		水戸藩関係文書 第一	1	日本史籍協会	大正5.8.25		勤王 29	K91/277	●	「大正記念文庫図書」印あり
193	大正5.9.25	5954		御大札記念写真帖	4	大典記念協会	大正5.8.16		制度 25	×		
194	大正5.9.25	5955	靱島義一	日本帝國憲法論	1	早稲田大学	明治45.2.5		休養 4	K131/146	●	
195	大正5.10.9	6019		三條家文書 第一	1	国書刊行会	大正5.9.25		勤王 29	K91/277	●	「大正記念文庫図書」印あり
196	大正5.10.10	6022		御即位礼圖報 自第七巻至第十二巻	6	御即位記念協会			制度 21	×		
197	大正5.10.10	6023		列聖全集 詔勅集 中巻	1	列聖全集編輯会	大正5.8.15		列聖 9	×		
198	大正5.10.10	6051	坂本箕山	賴山陽大観	1	山陽道跡研究会	大正5.6.15		勤王 35	K97/522	●	「大正記念文庫図書」印あり。『賴山陽』の附り印あり
199	大正5.10.10	6056		列聖全集 御製集 第五巻	1	列聖全集編輯会	大正5.9.15		列聖 9	×		
200	大正5.10.9	6069	井川巴水和訳	漢朝西文 大日本史論實集	1	大正書院	大正5.8.25		国史 2	×		
201	大正5.11.9	6115	日本史籍協会編	武市瑞山関係文書 第一	1	日本史籍協会	大正5.10.25		勤王 29	K91/275	●	「大正記念文庫図書」印あり
202	大正5.11.9	6116		筑紫文書 慶長二年戦役大本	1	赤堀又次郎	大正5.10.1		勤王 29	K91/432 (貴重書)		巻子本 _ホ
203	大正5.11.9	6116		筑紫文書 慶長二年戦役戦調	1	赤堀又次郎	大正5.10.1		勤王 29	K91/431 (貴重書)	●	巻子本 _ホ
204	大正5.11.27	6131		中山忠能日記 第三	1	日本史籍協会	大正5.7.25		勤王 29	K91/277		
205	大正5.11.27	6132	鈴木暢幸 小松寛二	御即位式大典録 前編	1	西野亨吉	大正3.10.5		制度 26	×		
206	大正5.12.9	6171	日本史籍協会編	武市瑞山関係文書 第二	1	日本史籍協会	大正5.11.25		勤王 29	K91/277	●	「大正記念文庫図書」印あり
207	大正5.12.11	6172		列聖全種 御製集 第十巻第 十一巻	2	列聖全集編輯会	大正5.11.25		列聖 9	×		

通番	原簿記入 年月日	原簿番号	著編者	書名	冊数	発行所	出版年月日	寄贈者	記念文庫 分類番号	現請求記号	文庫 シール	備考
208	大正11.11	6174	著輔治三郎	重吉冊立史	1	神津好雄	大正10.20			×		
209	大正6.1.17	6226	日本史籍協会編	東西群林	1	日本史籍協会	大正5.12.25		勤王 29	K91/277	●	「大正記念文庫図書」印あり
210	大正6.1.20	6237	参謀本部	大正三年日城戦史	4	偕行社	大正5.12.20			K93/180		「明徳譜」記載 「大正記念文庫図書」印あり
211	大正6.2.10	6244		東西紀聞 第一	1	日本史籍協会	大正6.1.25		勤王 29	K91/277	●	「大正記念文庫図書」印あり
212	大正6.3.9	6250		大嘗会儀式具帳 (写本)	5	博文館	大正5.10.20			×		
213	大正6.3.10	6263	牛塚虎太郎	立御要義					制度 28	×		
214	大正6.3.7	6270		皇室略歴 自大正元年到大正五年	5	文庫閣	大正6.3.1		御系譜 2	K10/84.8	●	「御系譜 2」を消して「1081 (別冊)」
215	大正6.4.28	6279	日本史籍協会編	東西紀聞 第二	1	日本史籍協会	大正6.3.25		勤王 29	K91/277	●	「大正記念文庫図書」印あり
216	大正6.4.28	6280	日本史籍協会編	中山續子日記	1	日本史籍協会	大正6.2.25		勤王 29	K91/277	●	「大正記念文庫図書」印あり
217	大正6.5.16	6331	日本史籍協会編	甲子雜録 第壹	1	日本史籍協会	大正6.4.25		勤王 29	K91/277	●	「大正記念文庫図書」印あり
218	大正6.5.30	6392	北浦定政	打墨綱	1			北浦一夫		×		
219	大正6.6.2	6398	武岡豊大	脚正五位乾十郎事蹟考	1	武岡豊大	大正6.5.4		宮陵 8	×		
220	大正6.6.9	6420		列聖全集 宸記集 下巻	2	列聖全集編輯会	大正6.4.15		勤王 26	K97/823	●	「大正記念文庫図書」印あり
221	大正6.6.9	6421		列聖全集 詔勅集 下巻	1	列聖全集編輯会	大正5.12.15		列聖 9	×		
222	大正6.6.9	6422		列聖全集 御親集 第六巻	1	列聖全集編輯会	大正6.1.15		列聖 9	×		
223	大正6.6.9	6423		列聖全集 御製集 第十二巻	1	列聖全集編輯会	大正6.3.15		列聖 9	×		
224	大正6.6.21	6469		大正六年 国民年鑑	1	民友社	大正6.1.4		国勢 3	K136/205	●	
225	大正6.6.22	6483	境野黄洋	聖徳太子伝	1	西牛出版社	大正6.4.10			K97/106	●	「明徳譜」記載 「大正記念文庫図書」印あり
226	大正6.6.23	6488	日本史籍協会編	押小路甫子日記	1	日本史籍協会	大正6.6.15		勤王 29	K91/277		
227	大正6.6.27	6533		列聖全集 宸筆集	1	中塚栄次郎	大正6.6.23		列聖 9	×		
228	大正6.7.7	6539		幕府御系 補遺	1	須原隆成成堂	大正6.3.12		御系譜 3	×		
229	大正6.7.7	6559		皇位繼承篇 補遺	1	須原隆成成堂	大正6.3.12		御系譜 4	×		
230	大正6.7.24	6591	日本史籍協会編	三浦吉信所藏文書	1	日本史籍協会	大正6.7.20		勤王 29	K91/277	●	「大正記念文庫図書」印あり
231	大正6.8.20	6598		押小路甫子日記 第二	1	日本史籍協会	大正8.15		勤王 29	K91/277	●	「大正記念文庫図書」印あり
232	大正6.9.22	6613	日本史籍協会編	甲子雜録 第二	1	日本史籍協会	大正9.15		勤王 29	K91/277	●	「大正記念文庫図書」印あり
233	大正6.9.26	6636	列聖全集編輯会	列聖全集 皇室御親解題	1	列聖全集編輯会	大正6.6.25			×		
234	大正6.10.4	6684	中井積徳	通譜	3	須原隆成成堂			勤王 37	×		
235	大正6.10.20	6752	日本史籍協会編	鳥取池田家文書 第一	1	日本史籍協会	大正6.10.15		勤王 29	K91/277	●	「大正記念文庫図書」印あり
236	大正6.11.26	6827	日本史籍協会編	甲子雜録 第三	1	日本史籍協会	大正6.11.15		勤王 29	K91/277	●	「大正記念文庫図書」印あり
237	大正6.12.20	6860	日本史籍協会編	押小路甫子日記 第三	1	日本史籍協会	大正6.12.15		勤王 29	K91/277	●	「大正記念文庫図書」印あり
238	大正7.1.19	6875	日本史籍協会編	史料墨宝 一	1	日本史籍協会	大正6.12.25		勤王 29	K91/286 (貴重書)	●	「大正記念文庫図書」印あり。巻末に「大正六年十二月一日現在」の「役員」署名あり。

通番	原簿記入 年月日	原簿番号	著編者	書名	冊数	発行所	出版年月日	寄贈者	記念文庫 分類番号	現請求記号	文庫 シール	備考
239	大正7.3.4	6887		皇室略歴 大正六年十二月 三十一日課	1	宮内省図書寮	大正7.3.1	宮内省	御系譜 2	K10/8.9	●	「御系譜 2」を消して「10 8.1（別添）」
240	大正7.4.5	6948	日本史籍協会編	給木大雄集 第一	1	日本史籍協会	大正7.2.25		勤王 29	K91/277	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
241	大正7.4.20	6957	日本史籍協会編	給木大雄集 第二	1	日本史籍協会	大正7.3.25		勤王 29	K91/277	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
242	大正7.4.29	6981		水戸藩史料	5	吉川弘文館	大正6.11.10		国史14	K91/275	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
243	大正7.5.10	6984	日本史籍協会編	波山記事	1	日本史籍協会	大正7.4.25		勤王29	K91/277	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
244	大正7.6.4	6991	国民新聞社編	文正七年国民年鑑	1	渡辺為藏	大正7.1.8		国勢 3	K136/205	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
245	大正7.6.15	7024	日本史籍協会編	会津藩庁記録 第一	1	日本史籍協会	大正7.5.30		勤王 29	K91/277	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
246	大正7.7.5	7072	日本歴史地理学会 建設部	戊申記事衍義	1	仁文社	大正6.18		宮陵 9	K10/193	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
247	大正7.7.17	7143	建設部	戊申記事衍義	1	同文館	明治23.5		列聖 13	×		
248	大正7.7.20	7180	日本史籍協会編	給木大雄集 第三	1	日本史籍協会	大正7.6.30		勤王 29	K91/277	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
249	大正7.9.16	7218	日本史籍協会編	奇兵隊日記 第一・第二	2	日本史籍協会	大正7.7.30・ 7.8.25		勤王 29	K91/277	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
250	大正7.9.16	7220	山田正賢	改訂伊勢神宮	1	山田正賢	大正7.8.15		宮陵 10	×		
251	大正7.11.1	7299	日本史籍協会編	給木大雄集 第四	1	日本史籍協会	大正7.9.25		勤王 29	K91/277	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
252	大正7.11.23	7304	日本史籍協会編	奇兵隊日記 第三	1	日本史籍協会	大正7.10.25		勤王 29	K91/277	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
253	大正7.12.3	7343	教育学会	教育勸語及戊申詔書釋義	1	大同館	大正7.9.10		列聖 14	×		
254	大正8.1.14	7509	日本史籍協会編	奇兵隊日記 第四	1	日本史籍協会	大正7.12.25		勤王 29	K91/277	●	
255	大正8.2.7	7528	日本史籍協会編	給木大雄集	1	日本史籍協会	大正8.1.25		勤王 29	K91/277		
256	大正8.2.21	7533	日本史籍協会編	藩府征長記録 督府征長記事 你是出陣記	1	日本史籍協会	大正8.2.25		勤王 29	K91/277	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
257	大正8.3.8	7562	内務大臣官房文書 課	日本帝国国勢一斑 第卅七 回	1	岡田榮松	大正7.12.26		国勢 2	×		
258	大正8.4.8	7716	日本史籍協会編	会津藩庁記録 文久三年第 三	1	日本史籍協会	大正8.3.25		勤王 29	K91/277		
259	大正8.5.23	7776	国民新聞社編	大正八年国民年鑑	1	民友社	大正8.1.22		国勢 3	K136/205	●	
260	大正8.5.21	7866	澤地徳治	憲法公布勅語演義	1	實文館	大正4.12.18		列聖 16	×		
261	大正8.5.24	7894	日本史籍協会編	会津藩庁記録 文久三年第 三	1	日本史籍協会	大正8.4.25		勤王 29	K91/277	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
262	大正8.6.7	7993	日本史籍協会編	近衛家書類 第一	1	日本史籍協会	大正8.5.25		勤王 29	K91/277	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
263	大正8.7.7	8063	日本史籍協会編	近衛家書類 第二	1	日本史籍協会	大正8.6.25		勤王 29	K91/277	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
264	大正8.9.11	8137	奈良県 奈良県	大正五年会津路奈良県記録 大正四年奈良県大札事務記 録	1	奈良県	大正6.3.20	野尻精一	制度 32	×		
265	大正8.9.11	8138	奈良県		1	奈良県	大正6.3.20	野尻精一	制度 33	×		
266	大正8.9.12	8159	日本史籍協会編	西貢 連城漫筆 第一	1	日本史籍協会	大正8.7.25		勤王 29	K91/277	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎
267	大正8.9.12	8160	日本史籍協会編	会津藩庁記録 元治元年第 三	1	日本史籍協会	大正8.8.25		勤王 29	K91/277	●	「大札記念文庫図書」印あり ₁₎

通番	原簿記入 年月日	原簿番号	著編者	書名	冊数	発行所	出版年月日	寄贈者	記念文庫 分類番号	現請求記号	文庫 シール	備考
268	大正8.9.12	8161	内閣記録課	大正記録	1	清水書店	大正8.8.31		制度 35	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
269	大正8.9.26	8171	内閣記録課	大正記録	1	清水書店	大正8.8.31	下各年書 (内閣記 録課長)	制度 34	×		
270	大正8.9.26	8180	日本史籍協会編	内實・近政・漫筆 第二	1	日本史籍協会	大正8.9.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
271	大正8.10.25	8232	木松謙澄	修養室鑑・明治御陛下聖徳記	1	博文館	大正8.5.6		列聖 17	×		
272	大正8.10.25	8296	日本史籍協会編	尊徳堂書翰雜抄	1	日本史籍協会	大正8.10.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
273	大正8.12.17	8596	日本史籍協会編	会津藩庁記録 元治元年第一	1	日本史籍協会	大正8.11.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
274	大正9.1.20	8600	日本史籍協会編	久世家文書	1	日本史籍協会	大正8.12.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
275	大正9.2.20	8631	日本史籍協会編	御修寺経理日記	1	日本史籍協会	大正9.1.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
276	大正9.4.16	8685	日本史籍協会編	岡山池田家文書第一	1	日本史籍協会	大正9.2.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
277	大正9.11.22	9001	日本史籍協会編	岡山池田家文書第二	1	日本史籍協会	大正9.10.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
278	大正9.12.25	9019	中根師賢	昨夢紀事 第一	1	日本史籍協会	大正9.11.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
279	大正10.1.20	9021	日本史籍協会編	万里小路日記	1	日本史籍協会	大正9.12.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
280	大正10.4.15	9035	大日本史籍協会	鳥取池田家文書 第二	1	日本史籍協会	大正10.3.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
281	大正10.4.15	9036	大日本史籍協会	昨夢紀事 第二	1	日本史籍協会	大正10.2.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
282	大正10.4.17	9044	瀧口白羊	明治神宮紀 第三	1	日本評論社	大正9.11.1		神宮山樸 11	×	●	
283	大正10.6.6	9246	日本史籍協会編	昨夢紀事 第三	1	日本史籍協会	大正10.5.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
284	大正10.7.16	9283	日本史籍協会編	昨夢紀事 第四	1	日本史籍協会	大正10.6.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
285	大正10.9.10	9285	瀧口白羊	東宮御渡政記 乾	1	日本評論社	大正10.7.10		皇族 3	×		
286	大正10.9.27	9312	日本史籍協会編	綾井夢紀事 第一	1	日本史籍協会	大正10.8.15		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
287	大正10.10.2	9335	日本史籍協会編	綾井夢紀事 第二	1	日本史籍協会	大正10.9.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
288	大正10.10.7	9336	瀧口白羊	東宮御渡政記 坤	1	日本評論社	大正10.9.17		皇族 3	×		
289	大正10.11.29	9437	大阪毎日新聞社	皇太子殿下御渡政記写真其 帖 自第一卷至第十卷	10	大阪毎日新聞社	大正10.9.10		皇族 4	×		
290	大正10.12.3	9462	日本史籍協会編	綾井夢紀事 第三	1	日本史籍協会	大正10.10.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
291	大正10.12.27	9499	日本史籍協会編	九条家国事記録 第一	1	日本史籍協会	大正10.12.5		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
292	大正11.1.17	9511	列聖全集編輯会	列聖全集御製集 第九巻	1	列聖全集編輯会	大正8.7.15		列聖 9	×	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
293	大正11.2.7	9560	日本史籍協会編	綾井夢紀事 第四	1	日本史籍協会	大正11.1.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
294	大正11.3.17	9600	日本史籍協会編	綾井夢紀事 第五	1	日本史籍協会	大正11.2.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆
295	大正11.4.14	9613	日本史籍協会編	九条家国事記録 第二	1	日本史籍協会	大正11.3.25		勳王 29	K912/77	●	「大正記念文庫図書」印あ y ₆

通番	原簿記入 年月日	原簿番号	著編者	書名	冊数	発行所	出版年月日	寄贈者	記念文庫 分類番号	現請求記号	文庫 シール	備考
296	大正11.7.17	9759	日本史籍協会編	総再夢紀事 第六	1	日本史籍協会	大正11.4.25		勤王 29	K91277	●	「大正記念文庫図書」印あり
297	大正11.7.17	9760	日本史籍協会編	再夢紀事 全	1	日本史籍協会	大正11.6.25		勤王 29	K91277	●	「大正記念文庫図書」印あり
298	大正11.9.16	9789	日本史籍協会編	建城紀聞 第一	1	日本史籍協会	大正11.8.25		勤王 29	K91277	●	「大正記念文庫図書」印あり
299	大正11.10.18	9843	日本史籍協会編	建城紀聞 第二	1	日本史籍協会	大正11.7.25		勤王 29	K91277	●	「大正記念文庫図書」印あり
300	大正11.10.20	9844		明治天皇御集 上中下	3			「天皇陛下ノ御思召ヲ以テ」管内省ヨリ下賜	列聖 22	×		
301	大正11.10.25	9862	日本史籍協会編	丁卯雜拾録 第二	1	日本史籍協会	大正11.9.25		勤王 29	K91277	●	「大正記念文庫図書」印あり
302	大正11.12.27	9994	日本史籍協会編	丁卯雜拾録 第一	1	日本史籍協会	大正11.10.25		勤王 29	K91277	●	「大正記念文庫図書」印あり
303	大正11.12.27	9995	日本史籍協会編	巢内信善遺稿 全	1	日本史籍協会	大正11.11.25		勤王 29	K91277	●	「大正記念文庫図書」印あり
304	大正12.3.10	10176	管内省	明治天皇御集	1	管内省	大正11.12.1		列聖 23	×		
305	大正12.3.16	10200	佐々木信綱	明治天皇御集 謹解	1	朝日新聞社	大正12.3.1		列聖 24	×		
306	大正12.5.23	10292	管内省図書寮	皇室略歴 大正十一年十二月三十一日調	1	管内省図書寮	大正12.4.1	管内省図書寮	御系譜 2	K100813	●	原簿「御系譜 2」を消して「1081」
307	大正12.8.27	10439		昭憲皇太后御集 上中下	3			「天皇陛下ノ御思召ヲ以テ」御下賜	列聖 25	×		
308	大正12.12.1	10472	上野竹次郎 永田寛次郎	山陵遙拝帖	1	山陵崇敬会	大正10.7.1		神宮山陵 13	K10109	●	
309	大正12.12.5	10473	日本史籍協会編	西郷隆盛文書	1	日本史籍協会	大正12.1.25		勤王 29	K91277	●	「大正記念文庫図書」印あり
310	大正12.12.5	10474	日本史籍協会編	書翰集 第一	1	日本史籍協会	大正12.3.25		勤王 29	K91277	●	「大正記念文庫図書」印あり
311	大正13.1.10	10509	三荒芳徳 沢田節蔵	皇太子殿下御外遊記	2	大阪毎日新聞社	大正13.1.1		皇族 6 皇族 7	×		
312	大正13.2.8	10565		皇族画報 摂政宮殿下御成婚記念 築業之日本 摂政宮御慶事 記念号	1	東京社	大正13.2.1		皇族 8	×		
313	大正13.2.8	10566			1	実業之日本社	大正13.2.1		皇族 9		●	第2巻第3号。
314	大正13.3.11	10643		婦人画報 第二百二十一号 三月号	1	東京社	大正13.3		皇族 10	×		
315	大正13.4.7	10696	上野竹次郎編 三荒芳徳 沢田節蔵	鳳翔	1	孝敬会	大正13.2.25		皇族 3	K10109	●	
316	大正13.4.18	10698		皇太子殿下御外遊記	1	大阪毎日新聞社	大正13.1.1	有田音松	皇族 11	×		
317	大正13.4.26	10710	斎藤正雄	皇幹臣枝	1冊	聖訓奉仕会	大正13.1.20		御系譜 5	K10109 (貴重書)		巻之本。 「明徳神」記載。
318	大正13.10.18	10954	参謀本部	日本戦史朝鮮役	3	偕行社	大正13.9.25			K93105		
319	大正13.12.6	11012	佐々木信綱	昭憲皇太后御集謹解	1	朝日新聞社	大正13.7.20		列聖 26	×		
320	大正13.12.23	11039	管内省	昭憲皇太后御集 全	1	文部省	大正13.9.5		列聖 27	×		

通番	原簿記入 年月日	原簿番号	著編者	書名	冊数	発行所	出版年月日	寄贈者	記念文庫 分類番号	現請求記号	文庫 シール	備考
321	大正14.9.11	11474	皇后官職	神ながらの道	1	皇后官職蔵版	大正14.6.25		敬神3	×		書名・番号・部門部号簡 所・鈔筆にて取り消し 興本 No.11994 (K11112- 116) は軍国主義的図書と して廃棄。
322	大正14.12.7	11680	秋山専蔵編	上は国母より	1	興国社	大正11.4.25			K97173		「明細簿」記載。
323	大正15.10.28	12202	秋尾東邦	朝鮮併合史	1	朝鮮放送社	大正17.3.20			K93331		「明細簿」記載。
324	昭和2.2.12	12416		実業之日本 嗚呼大正大帝	1	実業之日本社	昭和2.1.15				●	同分類 104631
325	昭和2.9.12	12703	長谷川卓郎編	明治大帝	1	大日本雄弁会講談社	昭和2.11.1	榊山栄次 (講談社)		K1064	●	「キツング」11月号 (第3巻 第11号) 付録。背題「明治 大帝 附明治奉談」。
326	昭和2.12.15	12929	大塚武松	島取池田家文書 第三	1	日本史蹟協会	昭和2.11.25		列聖 29	K91277	●	
327	昭和7.3.8	15679	日本図書刊行会	明治神宮壁面史	1	日本図書刊行会	昭和6.12.10	山陵神宮		K91150		
328	昭和7.3.31	15849	宮内省	皇太子殿下海外御巡遊日誌	1	宮内大臣官房庶務課	大正13.5.30	第三臨時教員養成所	皇族 13	×		
329	昭和7.4.26	16242	中沢宇三郎	明治大帝	1	教育会館内教育史料部	昭和7.2.25			K97222		「明細簿」記載。
330	昭和7.5.30	16304	教育勸語聖旨普及会	聖諭画鑑		教育勸語聖旨普及会	昭和5.1.7			K1070	●	
331	昭和7.8.5	16402		皇室史の研究		東伏見宮蔵版	昭和7.6.26	高橋保 (東伏見宮 内事務官)		K1071	●	依仁親王没後十年追慕記 念。
332	昭和8.7.8	17075	明治天皇聖蹟保存会	明治天皇聖蹟 大坂行幸東京 行幸之巻	1	明治天皇聖蹟保存会	昭和8.6.6		列聖	K91169	●	
333	昭和8.7.11	17079		織仁親王行実	1	高松宮	昭和8.6.24	高松宮附宮内事務 官吉島六一郎		K97232	●	
334	昭和9.5.1	17594	廊内登志衛	明治聖皇	1	清載社	大正2.4.1			K97246		「明細簿」記載。
335	昭和9.10.13	17855		聖徳記念絵画館壁面集 乾	1	明治神宮奉賛会	昭和7.11.3	山陵神宮		K91177	●	
336	昭和10.2.4	18390		織仁親王日記 巻一	1	高松宮蔵版	昭和0.1.15	高松宮家 (貴重書)		K91180	●	
337	昭和10.5.13	18632		織仁親王日記 巻二	1	高松宮蔵版	昭和0.4.15	高松宮家		K91180	●	
338	昭和10.7.27	18805		織仁親王日記 巻三・附録	1	高松宮蔵版	昭和0.7.15	高松宮家		K91203	●	
339	昭和11.3.5	19230		織仁親王日記 巻四・附録	2	高松宮蔵版	昭和11.1.24	高松宮家		K91180	●	
340	昭和11.4.7	19328		織仁親王日記 巻五・六	2	高松宮蔵版	昭和11.3.15	高松宮家		K91180	●	
341	昭和11.8.3	19523		織仁親王日記 巻五・六	2	高松宮蔵版	昭和11.7.15	高松宮		K91180	●	
342	昭和11.9.17	19583	樹下快淳	拓宮樓の御生涯	1	人文書院	昭和11.5.10			K97283		「明細簿」記載。
343	昭和12.2.27	19959		聖徳記念絵画館壁面集 坤	1	明治神宮奉賛会	昭和11.10.1	山陵神宮		K91177	●	
344	昭和12.3.10	19994		織仁親王日記 巻中・下	2	高松宮蔵版	昭和11.12.24 昭和12.2.24	高松宮家		K91203	●	
345	昭和12.8.31	20240		好仁親王行実 良仁親王行実	1	高松宮蔵版	昭和12.7.14	高松宮家		K97301	●	
346	昭和12.10.9	20395	中岡清一	大谷宮之吉野城	1	吉野叢書刊行会	昭和12.8.1			K93522		「明細簿」記載。
347	昭和12.12.6	20496		正仁親王行実	1	高松宮蔵版	昭和12.11.7	高松宮家		K97306	●	
348	昭和12.12.17	20535	今地写真館撮影	松陰先生遺墨写真帖	1	萩市教育会	昭和12.5		勲王	K91225	●	
349	昭和13.5.7	20857		織仁親王行実	1	高松宮蔵版	昭和13.4.22	高松宮家		K97316	●	

通番	原簿記入 年月日	原簿番号	著編者	書名	冊数	発行所	出版年月日	寄贈者	記念文庫 分類番号	現請求記号	文庫 シール	備考
350	昭和13.8.2	20958	中村直樹	南朝の研究	1	星野書店	昭和12.6.2			K93.832	●	「明細簿」記載。
351	昭和13.8.3	20992		南朝・豊王行幸	1	高松宣誠版	昭和13.7.5	高松宣家		K973.17	●	
352	昭和13.8.3	20993		鎌仁親王行幸	1	高松宣誠版	昭和13.6.20	高松宣家		K972.18	●	
353	昭和13.8.29	21020	丹澤	孝明天皇和歌御会記及御年譜	1	博文書房	昭和13.2.20			K10.90	●	
354	昭和14.10.24	21923	建武義会編	後醍醐天皇奉賛論文集	1	至文堂	昭和14.9.6	官幣大社吉野神宮		K10.93	●	
355	昭和14.11.4	21990	井上智次郎	勅諭御義	1	敬業社・智眼社	明治27.2.28			K101.07	●	中村直樹。
356	昭和14.12.18	22112	大杉謙一	列聖の御学問	1	日鼎書店	昭和14.11.15			K10.95	●	大杉は東京高等師範学校講師。
357	昭和15.1.29	22144	重野安綱	教育勅諭御義 上下	2	三書房 (小津喜右衛門・目黒甚七・柳原友吉)	明治28.8.11	猪山義生		K101.11	●	原簿番号「22144」は『豆臈百珍』(K23.297)と重複のため、のち「22307」で再登録。
358	昭和15.2.21	22186	歴朝聖徳代々のひかり	列聖全集編纂会	1		大正10.10.8			K93.881	●	
359	昭和15.2.26	22200	海軍兵学校	勅諭御義 上下	2	海軍兵学校	明治16.10			K101.06	●	
360	昭和15.3.5	22206	海田茂丸	樞府の連担	1	平凡社	昭和15.1.31			K10.99	●	基田は樺原神宮宮司。
361	昭和15.3.12	22213	久曾増昇	八代列聖御集	1	文明社	昭和15.1.15			K10.97	●	
362	昭和15.3.12	22214	大和幸策	伊勢皇大神谷 皇祖天都考	1	大正神社崇敬会	昭和15.2.21			K101.00	●	
363	昭和15.3.5	22215	下中弥三郎	神武天皇	1	平凡社	昭和15.2.11			K935.70	●	
364	昭和15.5.1	22456		伊勢両宮御写真	1	皇道振興会	昭和2.9.20	山稜神宮		K101.20 (貴重書)	●	「明細簿」記載。 表紙上段に「皇紀二千六百年紀念」。内宮と外宮の大正天皇一校。
365	昭和15.5.31	22566	渡辺世祐校訂	勤王志士遺文集	2	大日本文庫刊行会	昭和15.5.5			K912.46	●	大日本文庫 勤王篇。非売品。第1巻のみ存。
366	昭和15.6.5	22575	岩井武俊	御大典	1	大渡毎日新聞社	昭和7.7.19			K101.19	●	
367	昭和15.6.5	22579	日下重伯	大端御記録	1	朝日新聞会報会社	大正11.11.25			K101.16	●	
368	昭和15.6.5	22580	須藤光雄	明治天皇御伝	1	時事文庫堂	大正1.9.1			K101.15	●	
369	昭和15.6.5	22582	物集高重ほか	聖代四十五年史	1	時事通信社	大正11.12.21			K935.76	●	「明細簿」記載。 「職員代表日田校長」寄贈にかゝる、同日付配架『明治天皇の聖徳教育』(K101.27；23535)は不在。
370	昭和17.3.16	23534	渡辺幾治郎	明治天皇の聖徳 軍事	1	千倉書房	昭和16.7.4	職員代表 日田校長		K101.27	●	邦題は「聖武天皇と正倉院」。
371	昭和17.3.16	7258	野口米次郎	EMPEROR SHOMU AND THE SHOSHIN	2	教文館	昭和16.9.30	職員代表 日田権一	列聖	E92.22 (貴重書)	●	

通番	原簿記入 年月日	原簿番号	著編者	書名	冊数	発行所	出版年月日	寄贈者	記念文庫 分類番号	現請求記号	文庫 シール	備考
372	昭和17.9.1	23844	社会教育協会編	勸皇文庫 全五巻	5	社会教育協会	昭和16.2.3	奈良女高師職員代 表日田権一		K151/198	●	◆第1巻：御聖徳篇（昭和16.2.25改訂再版）、◆第2巻：教学篇上（昭和16.3.11改訂再版）、◆第3巻：教学篇下（昭和16.2.25改訂再版）、◆第4巻：志士文篇（昭和16.2.25改訂再版） ◆第5巻：勸皇家詩歌篇（昭和16.2.25改訂再版）。【帯刷印】昭和17.9.1、職員代表表日田権一校長（円形朱印）。
373	昭和17.9.25	23898	紀元二千六百年奉 祝会和歌山県支部	和歌山県聖蹟	2	紀元二千六百年奉 祝会和歌山県支部	昭和17.8.1	和歌山県支部		K93/631		「明細簿」記載。
374	昭和17.9.25	23899	紀元二千六百年奉 祝会和歌山県支部	和歌山県聖蹟調査資料	1	紀元二千六百年奉 祝会和歌山県支部	昭和17.9.20	和歌山県支部		K93/631		「明細簿」記載。
375	昭和17.10.1	23910	渡辺善房	雄い参謀の宮様	1	清水書房	昭和17.4.20			K101/131	●	「好雄の倭装書であるのみならず、殿下（北白川宮永久王殿下→疎訪庄）の御書。
376	昭和17.11.6	23945	渡辺幾治郎	昭憲皇太后宮の御神徳	1	東洋書館	昭和17.9.6			K101/139	●	渡辺は前帝室編輯官。
377	昭和17.11.6	23954	中島武	北白川宮永久王殿下	1	清水書房	昭和17.9.4			K101/132	●	
378	昭和18.1.8	24081	三井高島編	御東幸御用記録 第一巻	1	国際交通文化協会	昭和17.8.30	著者寄贈		K93/646		「明細簿」記載。
379	昭和18.2.16	24231	高槻鏡（日本皇学 館）編	御聖徳	1	日本皇学館	明治44.6.29	校（実科高等女学		K101/144	●	原簿備考欄「実科高女ヨリ図書館へ保管」を脱線。
380	昭和18.2.16	24232	大橋幹道	明治大正 御聖徳	1	神州皇学館	大正2.3.30	校（実科高等女学		K101/143	●	原簿備考欄「実科高女ヨリ図書館へ保管」を脱線。
381	昭和18.2.16	24239	斎藤溪舟編	青山御所の陛下	1	日東堂書店	大正2.10.20	校（実科高等女学		K101/142	●	原簿備考欄「実科高女ヨリ図書館へ保管」を脱線。
382	昭和18.5.20	24568	日本文化大観編修 会編	日本文化大観 第一巻	1	紀元二千六百年奉 祝会	昭和17.8.20			K93/680		「明細簿」記載。
383	昭和18.9.9	24947	国民精神文化研究 所編	伏見天皇御製集	1	日興書店	昭和18.5.20			K101/146	●	
384		S0110	丹下ペー	教訓道しるべ	1	大瀬洋也				K11/77		「明細簿」記載。
385		SS004536		皇室略牒	1	宮内省図書寮	大正8.2.22			K10/810	●	大正7年12月31日調。女高師図書印「部門」御系譜／部号「12」、原簿番号なし。
386		SS004537		皇室略牒	1	宮内省図書寮	大正9.5.3			K10/811	●	大正8年12月31日調。女高師図書印「部門」御系譜／部号「12」、原簿番号なし。
387		SS004538		皇室略牒	1	宮内省図書寮	大正11.4.1			K10/812	●	大正10年12月31日調。女高師図書印「部門」御系譜／部号「12」、原簿番号なし。

通番	原簿記入 年月日	原簿番号	著編者	書名	冊数	発行所	出版年月日	寄贈者	記念文庫 分類番号	現請求記号	文庫 シール	備考
388		SS004540		皇室略牒	1	宮内省図書寮	大正4.5.15		御系譜 2	K10/8/14	●	大正13年12月31日調。女高師図書印「部門」御系譜／部号「2」、原簿番号なし。
389		SS004541		皇室略牒	1	宮内省図書寮	昭和13.3.2			K10/8/15	●	昭和12年12月31日調。女高師図書印「部門」10／部号1891、原簿番号なし。
390		SS004542		皇室略牒	1	宮内省図書寮	昭和15.3.2			K10/8/16	●	昭和14年12月31日調。女高師図書印「部門」10／部号181、原簿番号なし。
391		SS004543		皇室略牒	1	宮内省図書寮	昭和16.5.2			K10/8/17	●	昭和15年12月31日調。女高師図書印「部門」10／部号181、「記号」なし。
392		SS004544		皇室略牒	1	宮内省図書寮	昭和17.4.2			K10/8/18	●	昭和16年12月31日調。女高師図書印「部門」10／部号181、原簿番号なし。
393		SS004545		皇室略牒	1	宮内省図書寮	昭和18.5.2			K10/8/19	●	昭和17年12月31日調。女高師図書印「部門」10／部号181、原簿番号なし。寄贈あり（寄贈主不明）。
394		SS004546		皇室略牒	1	宮内省図書寮	昭和19.5.2	宮内省		K10/8/20	●	昭和18年12月31日調。原簿番号なし。寄贈印「〔宮内省〕番題」（朱印）。
395		SS004555	照照誠（彩雲）編	神武天皇大和入御聖蹟考	1	十津川村史蹟顕彰会	昭和14.4.20			K10/104	●	市村真三郎序（大阪高等学校教授）。
396		SS004556	中村直勝	後醍醐天皇御聖居十五官幣社御祭神御神徳記	1	建武中興記念会	昭和14.10.1	湊川神社		K10/105	●	寄贈印「湊川神社」（朱印）。建武中興記念会は吉野神宮（吉野山所在）社務所に設置。中村直勝は京都帝大入塾教授。
397		SS005511	塚本清彦	仰徳集	1		昭和19.1.4	北白川美也		K63/551	●	昭和19.5.10、北白川美也から寄贈。
398		SS0087301	国府屋東	神武天皇鳳旗志	1	春秋社				K93/554		「明細簿」記載。
399		SS0087341 00X	栗山倉治郎編	かゝやく紀元二千六百年	1	紀元二千六百年祭 奈良奉祝会				K93/589		「明細簿」記載。
400		SS0087461 005	文部省宗教局保存課	神武天皇聖蹟調査報告	1	文部省				K93/633		「明細簿」記載。
401			参議本部	明治廿七八年 日清戦史	6	東京印刷株式会社	明治37.2.17 明治40.10.8			K93/600		「明細簿」記載。